

月刊

# 日本行政

6

## Top Message

この一年 これからの一年

no.643 2026  
june

## Leadership

- ・特定行政書士のすすめ

## Special Report

- ・マネー・ローンダリングについて考えてみる ～各々の立場でできること～
- ・権利擁護推進委員会の調査・研究事業について

## Topics

- ・田所嘉徳復興副大臣を表敬訪問
- ・杉本憲也伊東市長を表敬訪問
- ・理事会の開催報告



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。

# この一年 これからの一年

日本行政書士会連合会会長 **宮本 重則**



昨年、定時総会において本会会長に就任してから、早いもので一年が経とうとしています。この間、単位会及び会員の皆様の多大なる御支援と御協力の下、会務が順調に運営されていますことに、心より御礼申し上げます。

この一年は、行政書士制度にとって大きな転換点となる一年でありました。

中でも、昨年、定時総会直前となる6月6日の参議院本会議において「行政書士法の一部を改正する法律案」が、賛成233、反対ゼロの全会一致で可決されたことは、長年にわたる関係者の努力が実を結んだ瞬間であり、誠に感慨深いものでありました。同時に、本改正法が国民の幅広い支持と合意に基づくものであり、その妥当性と正当性が高く評価されたこと、そして国民生活及び社会にとって極めて重要な法律であることを実感し、行政書士制度の社会的責任の重さを改めて強く認識いたしました。

執行部としては、改正法の公布以来、これをいかに社会に浸透させ、早期かつ確実に定着させるかを最重点課題として取り組んでまいりました。まず、改正法の内容を一人でも多くの会員に直接お伝えするために、単位会の御協力を得て、本年3月までの間に全国31箇所で開催し、延べ2千名を超える会員の皆様に御説明いたしました。各地で直接お話しする中で、現場における関心や期待の高さを強く実感できたことは、本会にとっても大きな収穫でありました。

いずれの説明会においても、業務の制限規定の趣旨の明確化及び両罰規定の整備に特に強い関心が寄せられました。これを受け、無資格者による違法行為を抑止するため、関係団体に対して、改正法の趣旨について傘下の団体及び会員への周知を依頼いたしました。また、行政機関の窓口に掲示する注意喚起のプレートの制作例を各単位会にお示しするとともに、注意喚起のチラシを作成して配付するなど、周知徹底に努めてまいりました。

また、特定行政書士の業務範囲の拡大についても高い評価をいただきました。制度の充実を真に生かしていくためには、現在約6千人の特定行政書士の更なる増員と実務能力の不断の向上が不可欠です。そのため「特定行政書士の実務に関するオンラインセミナー」を開催して、中央研修所の研修サイトにVOD講座として掲載いたしました。なお、今年度の特定行政書士法定研修の受講申込みは、4月から開始していますが、4月末日時点で昨年同時期に比べて約5割増と、例年を上回るペースで推移しており、手応えも感じているところです。

さらに、業務需要の拡大に対応するための受任体制の整備や、取扱会員の増員、研修の充実による資質の向上など、受け皿としての組織力の強化を各単位会にお願いするとともに、かねてより要望の強かった法第19条第1項の「報酬」の考え方についても整理して、4月の本会の理事会にてお示しいたしました。加えて、改正法の施行に併せて、行政書士制度PRパンフレット及び特定行政書士制度のPRリー

フレットをリニューアルして配付するなど、必要な環境整備を進めてまいりました。

本会といたしましては、これからの一年も、改正法の趣旨を踏まえ、次の三つの視点をもって、行政書士制度の発展につながる事業を展開してまいります。

一点目は、行政書士業務の適正な推進です。

私たち行政書士には、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成という重要な業務が法に規定されています。さらに、今回の法改正により、業務の制限規定の趣旨の明確化と両罰規定の整備が図られ、行政書士が行う業務への期待が高まると同時に責任も一層強まったものと認識しています。本改正を契機として、国民の権利利益を守るという観点から、各单位会と連携して、行政書士法に関係する団体等への更なる周知徹底と理解促進に努め、改正法の円滑な施行と社会への定着を最重点課題として、必要な施策を着実に実行してまいります。

二点目は、行政書士の特性を更に伸ばし、生かすことです。

5万5千人に迫る全国の行政書士は、人口カバー率が99%を超え、地域的偏在も少ない、正に地域社会に密着した存在です。この特性を最大限に生かし、国民と行政の架け橋としての使命及び職責を全うして、国民の負託に応えてまいります。また、特定行政書士の業務範囲が拡大されたことにより、行政不服申立て関係業務の増加が見込まれることから、特定行政書士の大幅な増員を図るとともに、実務能力向上のための高度な研修プログラムの開発を進めてまいります。あわせて、組織力の強化、会員の資質の向上、行政書士資格のブランド力の強化などにも取り組んでまいります。

本年4月には、熊本地震から10年という節目を迎えました。一方で、長野県北部や三陸沖を震源とする最大震度5強の地震が相次ぎ発生するなど、我が国は、依然として大規模な自然災害の脅威と隣り合わせにあります。これからも、大規模災害発生時

における被災者の支援活動を的確に実施するため、災害復興支援員の増員及び養成を推進し、全国的な支援体制の構築と実効性ある対応スキームの整備を進めてまいります。

三点目は、行政書士制度の発展と持続可能な組織運営への責任を果たすことです。

制度の未来を見据えた新たな取組を推進するためには、各单位会を含め、持続可能な組織の運営基盤の確立が不可欠です。このため、昨年度の本会の定時総会において会費の引上げを御承認いただき、令和9年4月から適用することとされました。会費の引上げにつきましては、様々な御意見があることは承知していますが、制度の更なる発展のために、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、行政手続のデジタル化への対応につきましては、改正法において新たに職責規定が設けられ、士業法では初めて「デジタル社会への対応」が規定されたことを踏まえ、引き続きデジタル庁と連携して、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に寄与してまいります。デジタル社会においても、行政書士が国民の権利利益の実現により一層貢献できる体制を構築し、その社会的評価と信頼の更なる向上に努めてまいります。

複雑多様化する社会にあって、行政書士に対する期待は、今後更に高まるものと確信しています。困ったときだけでなく、国民や事業者の方々が日頃から気楽に相談できる存在として、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念の下、各单位会及び会員の皆様とともに歩み、デジタル社会における「頼れる街の法律家」としての位置付けを確固たるものにしてまいりたいと考えております。今後とも、変わらぬ御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



# 6

## 日本行政

MONTHLY No.643 JUNE. 2026

### C o n t e n t s

Top Message

この一年 これからの一年..... 1

Leadership

特定行政書士のすすめ..... 4

Special Report

マネー・ローンダリングについて考えてみる ~各々の立場でできること~ ..... 5

権利擁護推進委員会の調査・研究事業について..... 13

Topics

田所嘉徳復興副大臣を表敬訪問..... 16

杉本憲也伊東市長を表敬訪問..... 16

理事会の開催報告..... 17

Information

令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項..... 26

本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について..... 30

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内..... 31

一般倫理研修受講について..... 32

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について..... 33

■ Pick UP!単位会 ..... 34

■ 秋桜日記 ~特定行政書士への誘い~ ..... 37

■ ADR推進本部から ..... 39

■ 中央研修所通信6月号 ..... 41

■ 日行連の主な動き(4月) ..... 42

■ 会員の動き/広報部員のひとり言/ ..... 45

御協力をお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~



行政書士制度の  
発展のために

## 特定行政書士のすすめ

専務理事 関口 隆夫



## 1. はじめに

本年1月1日から改正行政書士法が施行されました。今回の行政書士法の改正は、数次回分の改正内容を含んでいますが、とりわけ、前回の改正の積み残しであり、我々の悲願でもあった「特定行政書士による行政不服申立手続の前段階関与の要件の撤廃」が実現したことは、今後の行政書士制度の展開を図る上で大変意義のある改正であったと言えます。

皆様御存じのとおり、他の士業法においては、当該士業が取り扱う行政機関への不服申立て手続は、特定行政書士法定研修のような特段の研修を受けずとも全ての会員が、何らの制限もなく行うことができます。しかしながら、行政書士の場合には、特定行政書士に限り、「行政書士が作成した許認可申請書類等に係る不服申立の代理手続」が認められる前段階関与の要件を課されていました。許認可手続のプロフェッショナルである我々行政書士は、不許可になる可能性の高い許認可申請を行うことはありません。したがって、特定行政書士制度の発足後においても、特定行政書士が行政不服申立の代理手続を行った事例は、多くは見られませんでした。今回の法改正により、「行政書士が作成することができる許認可申請書類等に係る不服申立の代理手続」について、特定行政書士が広く受任できることとなり、その業務範囲が格段に拡大されました。

## 2. 特定行政書士の現状

しかしながら、残念なことに本年4月1日現在において特定行政書士を付記された会員は、全国約5万4千人のうち約6千人(約11%)にとどまっています。また、特定行政書士が存在する市区町村は、全国1,741市区町村のうち868市区町村(市区町村カバー率49.9%)に過ぎず、低水準にあります。

国民の信頼に応え、その権利利益の実現に資するためには、まずは、少なくとも全ての市に一人以上の特定行政書士が存在する体制を目指すとともに、総数としても、早期に1万人を突破し、更に2万人規模へと拡大していく必要があると考えます。

これまでの特定行政書士法定研修の修了率(合格率)はおおむね6割となっています。制度発足の平成26年から10年が経過しました。仮に1,000人が受講すれば600人の特定行政書士が誕生する計算ですがこのペースでは、退会会員数を考慮すると1万人に到達するには約7年、2万人に到達するには更に約17年もの長期間を要します。今回の法改正で、特定行政書士の業務範囲の拡大が実現した背景(立法事実)には、行政不服申立手続において代理人の関与が十分でなかったという実情がありますが、国民や社会がこの状況の改善を長期間待ってくれるのでしょうか？

幸い、昨年度の特定行政書士法定研修では、法改正の影響もあり、過去最高の受講申込者と修了者(合格者)を輩出することができました。しかし、前記の目的を前倒して達成するためには、更なる受講者の増加が不可欠です。

## 3. 特定行政書士の増加に向けて

特定行政書士法定研修の受講をためらう会員には様々な理由があるかと思います。「8万円の受講費用が高い」、「費用対効果がない」といった声が多く聞かれます。費用負担の軽減については、総会等においてもたびたび指摘されているところです。受講料の負担軽減については、今後、国民からの期待の高まりや制度の重要性の増大を踏まえ、また、昨年度の本会の総会における会費の改定が承認されたこととも相まって、令和9年度以降に検討する余地が生じてくるものと思います。

一方、費用対効果という点で見ると、行政不服申立の件数からみて、特定行政書士が行政不服申立のみで経営を維持していくということは現実的ではないと思います。では、特定行政書士となる意義はどこにあるのでしょうか。

それは、今回の法改正により、新たに規定された法第1条の1の「行政書士の使命」と第1条の2の「職責」に基づき、業務を通じて国民の権利利益の実現に資するための専門的能力を向上させる点にあります。その結果、リーガルマインドを備えた会員が国や地方自治体の各種委員会や審議会等に登用され、行政と国民をつなぐ真の懸け橋となって機能することが期待されます。これにより、行政手続の適正化・円滑化や行政コストの削減、更には行政手続システムの作成に関わるなどの使命を果たすことが可能になります。もちろん、行政不服申立手続の依頼があれば、依頼者の権利を守るために奮闘することは言うまでもありません。

どうか、各単位会や支部の幹部の皆様におかれましては、是非、率先して特定行政書士法定研修を受講され、特定行政書士として国民の負託に応えていただきたいと思います。

将来にわたり、真の「行政手続のプロフェッショナル」の地位を確立し続けるためにも、多数の会員が特定行政書士として活躍されることを心より期待しています。

# マネー・ローンダリングについて考えてみる ～各々の立場でできること～

警察庁刑事局組織犯罪対策第一課  
警視 行方 裕昭

## 1 はじめに

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）は、マネー・ローンダリング等をめぐる国内外の情勢変化等に応じ、数次にわたり改正されているところ、犯収法に規定された金融機関等の特定事業者が、不正な資金移動に対する監視体制の強化等に継続して取り組んだ結果、令和7年中に特定事業者から所管行政庁に届け出られた疑わしい取引の件数は、100万件を超え過去最多を更新している。

このような状況の中、行政書士についても、犯収法上の特定事業者として、取引時確認、確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出が義務付けられている（令和4年12月改正、令和6年4月施行）。これまで、マネー・ローンダリングの主流については、金融機関のサービスや業務を介して敢行するものが多数であったが、昨今では、金融機関の規制の強化に伴い、行政書士等の社会的信用の高い専門家を取引や財産の管理に介在させ、あたかも正当な行為であるかのような外観を作出してマネー・ローンダリングを行うという事例も確認されている。

そこで本稿では、日本行政書士会連合会を始めとする全国の行政書士の方々が、更なるマネー・ローンダリング対策への検討、改善等を行うための一助となるよう、マネー・ローンダリングの概況や疑わしい取引の届出状況等について説明したい。

なお、本稿において、意見にわたる部分は私見であることを申し添える。

## 2 マネー・ローンダリングとは

### (1) 定義

マネー・ローンダリング (Money Laundering : 資金洗浄) とは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為である。

### (2) 対策の目的

マネー・ローンダリングが放置されると、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持、強化に使用され、またこれらの犯罪収益が移転して事業活動に用いられることにより、健全な経済活動に重大な悪影響を与えることとなる。

そのため、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、マネー・ローンダリングを防止することが重要となる。

### (3) 国際協力の必要性

経済、金融サービス等のグローバル化が進んでいる現代社会においては、瞬時に国境を越えて資金等を移動させることが可能であり、犯罪組織等が、犯罪による収益の国外移転、第三国を経由させての供与等により、取締機関の追及を免れようと試みる事例は少なくない。

このような状況の下で、犯罪収益の移転状況を確実に追跡するには、一国のみの対策では不十分であり、各国の関係諸機関との連携、協力が不可欠であるほか、各国が足並みをそろえて、最新の手口等を踏まえた必要かつ効果的な対策を実践することが重要となる。

### 3 マネー・ローンダリングの概況等

#### (1) マネー・ローンダリング事案の特徴等

##### ア 主体

我が国において、マネー・ローンダリングを敢行する主体には、匿名・流動型犯罪グループ、暴力団（構成員等を含む。以下同じ。）及び来日外国人犯罪グループが存在している。以下では、その特徴等について説明する。

##### ○ 匿名・流動型犯罪グループ

匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）には、中核的人物の匿名化と犯罪実行者の流動化、また多様な資金獲得活動による犯罪収益の還流という特徴がある。具体的には、中核的人物は、匿名性の高い通信手段を使用して、実行犯に指示をするなどして自身の匿名化を図るが、犯罪の実行者はSNSでその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているということである。

さらに、特殊詐欺を始め、組織的な強盗や窃盗等の罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、犯罪収益等を巧みに還流させている。また匿名・流動型犯罪グループは、暴力団と何らかの関係を持っている場合があり、両者の間で結節

点の役割を果たす者も存在している。

##### ○ 暴力団

昨今、暴力団の勢力については減衰しているが、我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングが依然として大きな脅威となっている。

暴力団は、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得も行っており、その活動は多種多様となっている。

##### ○ 来日外国人犯罪グループ

来日外国人犯罪グループが関与する犯罪は、法制度や取引システムの異なる他国に犯罪収益が移転することでその追跡が困難となる場合がある。近年は、外国に所在する指示役からの指示により、国内の実行犯が組織的に窃盗等を敢行して盗品を外国に輸出する事例が多数認められる。

#### (2) リスクの高い取引類型

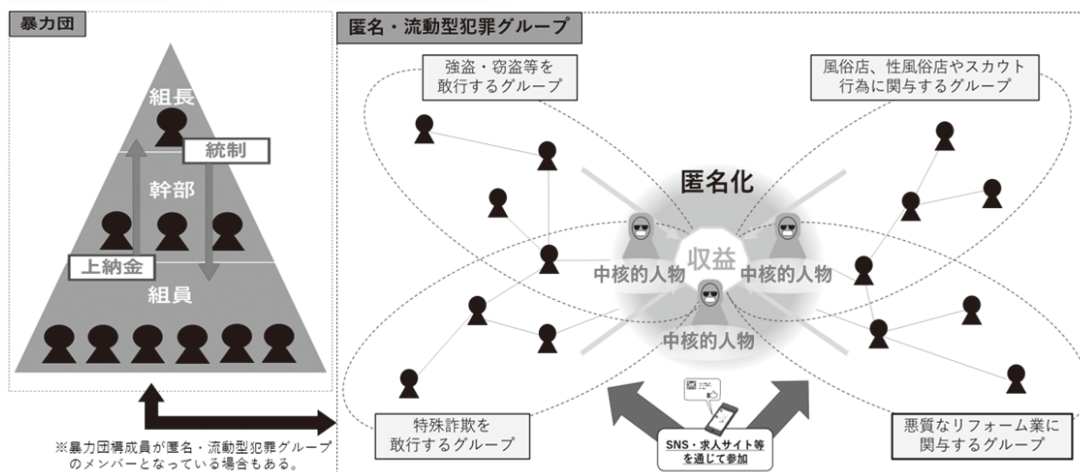
##### ア 取引形態から考えるリスク

##### ○ 非対面取引

非対面取引は、取引の相手方とじかに対面せずに行う取引であることから、対面取引と比べて相手方に関する情報が制限される。

よって、AIを活用した画像解析等による検知や、申告を受けた住所の居住実態、同一電話番号が複数の口座開設等に利用されてい

【暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴】



ないか等を随時確認することが必要となる。

#### ○ 現金取引

現金取引は、為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、匿名性が高く、資金の流れが追跡されにくいという特徴がある。我が国では、依然として主要な決済手段として現金が広く使用されており、現金流通残高が高いため、現金取引がマネー・ローンダリングに悪用される蓋然性がある。

#### ○ 外国との取引

外国との取引は、国により法制度や取引システムが異なるため、資金移転の追跡を困難とする性質がある。また、諸外国の中には、法人の役員や株主を第三者名義で登記することができるノミニエー (Nominee) 制度を許容している国、地域もあり、それらの国等において設立された実体のない法人が、犯罪収益の隠匿等に悪用されている事実も認められており、これら匿名性の高い法人名義の口座を複数経由することにより、最終的な送金先が不透明になる危険性が高まっている。

### イ 国・地域から考えるリスク

現在 FATF (Financial Action Task Force : ファットフ、金融活動作業部会) は、マネー・ローンダリング対策が十分に機能していない国として、北朝鮮、イラン、ミャンマーを指定している。これら指定国との取引について注意することは、言うまでもないが、近年では、指定国と隣接する国等を経由して、指定国に犯罪収益が流れている現状も確認されているため、指定国と隣接する国との取引についても十分注意する必要がある。

### ウ 顧客の属性から考えるリスク

顧客の属性では、暴力団、国際テロリスト、日本国内に住所を有していない非居住者、外国 PEPs (Politically Exposed Persons : ペップス、外国の重要な公的地位を有する者)、実質的支配者が不透明な法人について特に注意する必要がある。

あり、厳格な本人確認等が必要になる。

#### ※ 実質的支配者が不透明な法人

各国のマネー・ローンダリング、テロ資金供与などの金融犯罪対策の国際基準を作り、その実施状況を評価・監視する政府間の国際組織である FATF は、平成 30 年に公表したリポートにおいて、「近年の経済・金融サービスのグローバル化の進展は、犯罪者が犯罪収益の流れや犯罪性を隠匿するために、会社やビジネスの構造を悪用する機会にもなっており、例えば、会社による貿易取引を偽装して違法な収益を隠匿したり、実体のない又は実体の不透明な法人等のためにサービスを行う事業者等を悪用したりするなどして、犯罪者の活動の真の目的や実質的支配者を隠匿している」等と指摘している。

## 4 疑わしい取引の届出

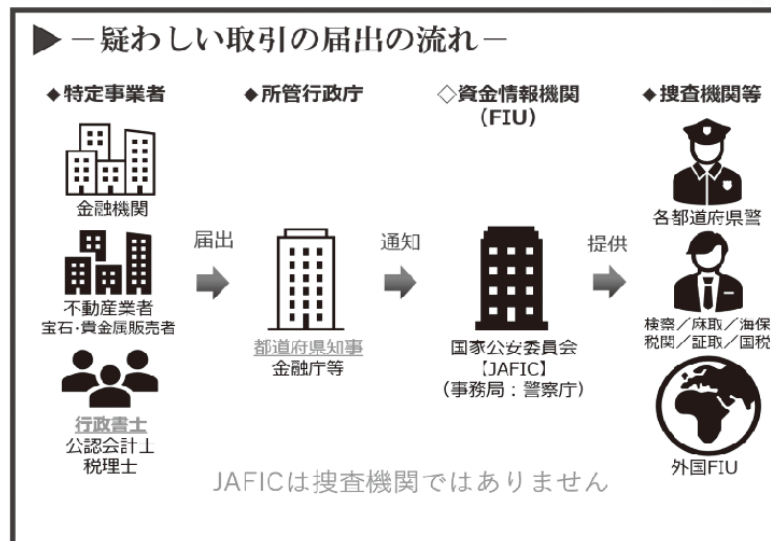
### (1) 概要

犯収法では、第 8 条の規定により、特定事業者 (一部の事業者を除く。) は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が特定業務に関し、組織的犯罪処罰法第 10 条の罪 (犯罪収益等隠匿) 又は麻薬特例法第 6 条の罪 (薬物犯罪収益等隠匿) に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合には、速やかに所管行政庁に届け出なければならないとしている。

### (2) 届出の流れ

特定事業者が、所管行政庁に届け出た疑わしい取引は、国家公安委員会に設置されている資金情報機関 (Financial Intelligence Unit : FIU、マネー・ローンダリング情報を一元的に管理する機関 (資金情報機関)) の事務局である警察庁犯罪収益移転防止対策室 (Japan Financial Intelligence Center : JAFIC) に集約され、分析等した後、都道府県警察、検察庁等の捜査機関へ提供されている。

そして疑わしい取引に関する情報の提供を受け



た捜査機関等は、マネー・ローンダリング事犯やその前提犯罪に係る事件捜査等にこれを活用しているわけである。また、外国との取引に関する情報等は、必要に応じて警察庁 (JAFIC) から外国のFIUにも提供され、国を跨いだマネー・ローンダリングの解明に役立てられている。

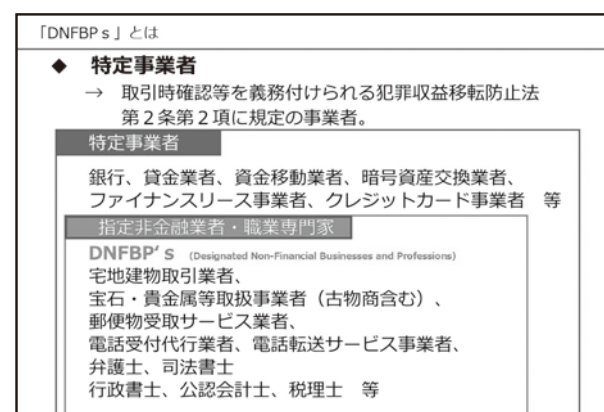
### (3) 届出状況

疑わしい取引の届出制度は、平成4年の麻薬特例法の施行により創設されたが、当初は届出の対象が薬物犯罪に関するものに限られていたことなどから、年間の届出件数は平成10年までは20件未満であった。

その後、平成11年の組織的犯罪処罰法の制定により、届出の対象が重大犯罪にも拡大され、同法が施行された平成12年以降、年間の届出件数は増加傾向にあり、令和7年中の届出件数は、101万9,405件であった。

### (4) 指定非金融業者及び職業専門家

指定非金融業者・職業専門家 (Designated Non-Financial Businesses and Professions : DNFBPs、以下「DNFBPs」という。)とは、犯罪収益移転防止法において、取引時確認等を義務付けられた特定事業者のうち、銀行等の金融機関等以外にマネー・ローンダリングに悪用される危険度が高いとされる、宅地建物取引業者、宝石・貴金属取扱



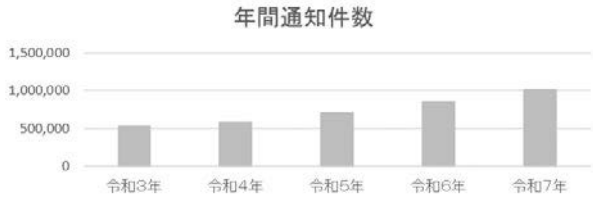
事業者 (古物・質屋を含む)、郵便物受取サービス事業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士の総称である。

### (5) DNFBPsの疑わしい取引情報の届出状況

令和7年中、特定事業者の所管行政庁から国家公安委員会・警察庁に届け出られた年間通知件数が、101万9,405件と過去最多となったところ、DNFBPsからの通知件数は、合計439件、全体の約0.04%であり、金融機関等と比較して僅かである。

### (6) DNFBPsにおけるマネー・ローンダリングの危険性

DNFBPsの中でも、宅地建物取引業者が取り扱う不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をす

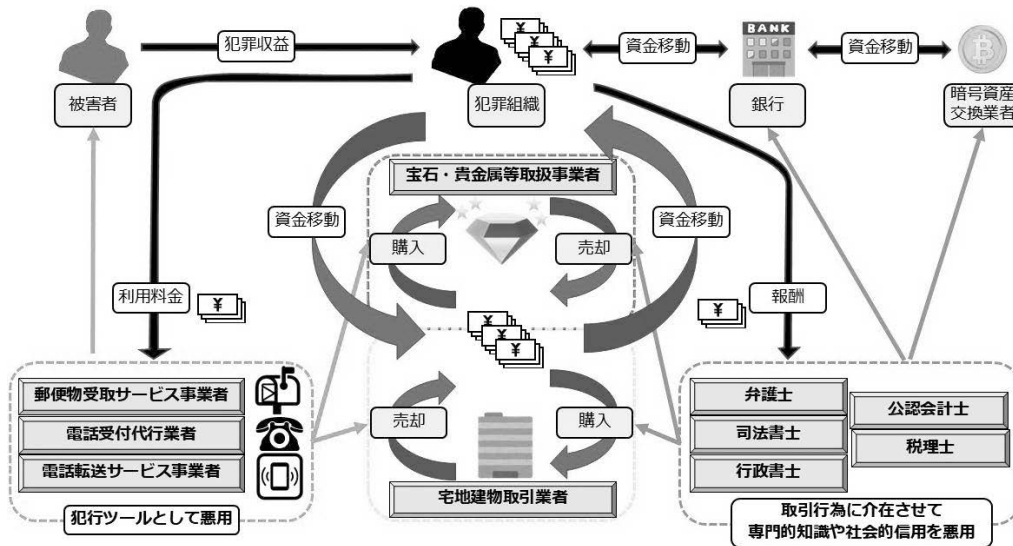


	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年間通知件数	530,150	583,317	707,929	849,861	1,019,405

- 令和7年の通知件数は、1,019,405件で過去最高であった。
- 令和7年のDNFBPsに係る通知件数の合計は428件で、全体の約0.04%であった。

区分	件数
預金取扱機関	725,685
保険会社	5,264
金融商品取引業者	32,342
貸金業者	102,577
高額電子移転可能型前払式支払手段	306
資金移動業者	45,180
電子決済手段等取引業者	0
電子決済等取扱業者	0
暗号資産交換業者	44,335
商品先物取引業者	973
商営業者	590
電子債権記録機関	1
金融機関等その他	33
ファイナンスリース	201
クレジットカード	61,479
宅地建物取引	144
宝石・貴金属商	267
郵便物受取サービス	11
電話受付代行	0
電話転送サービス	15
行政書士等	0
公認会計士等	0
税理士等	2
その他	0
合計	1,019,405

～DNFBPs



ることができることから、通常の価値に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により、容易に犯罪収益を移転することが可能である。

また、同じく財産的価値の高い宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石及び貴金属は、その小さな形状から持ち運びも容易であり、世界のいずれの地域においても多額の現金等と容易に交換することができることから、特にこれらの業態はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際に、犯罪収益を原資として不動産を購入した、特殊詐欺の被害者に金の延べ棒を購入させて受け子が受領したなどといった事件情報がある。一方、郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービスや電話転送サービス事業者が取り扱

う電話転送サービスは、特殊詐欺等の犯行や取引のツールとして悪用されるほか、法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービスは、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、マネー・ローンダリングを企図する者に犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引として偽装するために利用されている実態がある。

このように法定通貨以外の財物に犯罪収益が移転した場合や犯罪収益から通信料金や契約料金等の正規な支払が行われた場合、その追跡は一層困難となることから、追跡手段としてDNFBPsからの疑わしい取引の届出情報は非常に有用なものとなる。

## 5 士業者がマネー・ローンダリング事件に巻き込まれた事例と業務を行う際の留意点

昨今の犯罪者は、行政書士等の社会的信用の高い専門家を取引や財産の管理に介在させることで専門家の社会的信用を悪用し、あたかも正当な行為であるかのような外観を作出してマネー・ローンダリングを行っている傾向が認められる。

そこで以下では、実際に士業者がマネー・ローンダリングに巻き込まれた具体的な事例を紹介した上で、業務を行う際のマネー・ローンダリング対策上の留意点について述べることにしたい。

### (1) 士業者がマネー・ローンダリング事件に巻き込まれた事例

#### ア 実体のない架空法人設立に巻き込まれた事例

被疑者らは、法人名義の預貯金口座を悪用してマネー・ローンダリングを敢行しようと企て、SNS等で「副業で稼げる」などの甘言を用いて募集した法人設立希望者に、稼働実態のない、架空の法人を設立させ、更に当該法人名義の預貯金口座を複数開設させた。

開設した法人口座については、被疑者らが組織的に管理し、オンラインカジノ、特殊詐欺等の違法行為により得た犯罪収益を、これらの口座を使用して、数百億円を海外等に移転させていた。

法人の設立手続については、ブローカーである既存顧客からの紹介という形が取られており、紹介後は、被疑者らが代表者になりすまし、メールを用いた非対面により、本人確認書類等の提出などを行っていた。

また、代表者本人の書類が必要となる場合には、被疑者らは、設立を依頼した本人（登記上の代表者になるもの）に、書類を郵送等で送付するよう指示するほか、非対面で行われる士業者からの電話質疑等に対しては、あらかじめ用意したマニュアル等を用いるなど、極めて巧妙

に法人設立等が行われていた。

#### イ 犯罪収益により得た不動産の所有権を移転した事例

被疑者は、過去に暴力団員であることを秘して不動産売買契約を締結し、それにより違法に取得した不動産（土地・建物）について、関係者間で数回所有権を移転するなどして、同不動産を暴力団事務所として利用していたものである。

被疑者は、当該不動産について、不動産業者と信託契約を締結し、事情を知らない士業者を介して、当該物件の所有権を不動産業者に移転させる登記を行ったものである。

#### ウ 法人の設立登記申請により法人経営を支配させた事例

被疑者らは、金融機関から住宅ローン名目で、現金数千万円を詐取したものであるが、これら詐取金等を用いることにより、株式会社Aの設立に際して発行された株式について、被疑者甲の身内にその出資を全額払い込ませてこれを引き受けさせた。

そして発起人の地位を取得させ、同人を会社の設立時代表取締役を選任させた上、事情を知らない士業者を介して、同社を設立させ、発起人の権限を行使して、同社の役員等を選任したものである。

### (2) 業務を行う際の留意点

前項でも述べたが、一般的に非対面での取引については、対面に比べ、なりすまし等のリスクが高い取引であることから、法令で規定された措置（本人確認等）を確実に履行することはもちろんのこと、顧客の言動やその取引態様に十分留意し、そのリスクに応じた適切な低減措置を講じる必要がある。

前記法人設立の事例では、一連の法人登記について、代表者の連絡先、メールアドレス、事業内容が類似していたことや、事業者でもない特定の個人から複数回の登記申請の紹介を受けるなど、通常の取引の態様とは異なる点が認められており、

当該登記申請等に関わった士業者の中にも、このような依頼に疑念を抱く者がいたことも事実であった。

また、不動産の所有権を移転した事例では、当該不動産が犯罪により違法に得た物件であることや関係者が暴力団であることを士業者は承知しておらず、形式的に手続を進めた結果の事案ではあるが、取引を拒否するなどして対処する余地が全くなかったというものでもないと考えられる。

本事案の不動産信託登記については、その契約内容も移転された不動産業者にとって一切利益の生じない内容であったことや、通常の手続よりも著しく短時間で交渉が締結したこと、また、通常は信託契約時には作成することのない信託契約の解約に関する書類の用意を求められていたこと等、通常の不動産取引の態様とは異なる点が複数存在していたからである。

この通常の取引の態様とは異なる取引や違和感という点は、前記二つの事例に共通していることであり、この種の手口を看破するには、相当の注意が必要である。

また、法人経営を支配された事例では、被疑者の指示を受けた被疑者の身内が対面で手続を行ったものであるが、提出書類の不足、不審点等はなく、滞りなく手続は終了したとのことである。当該事例では、事前に看破することが非常に困難なものであったと考えられるが、実際にこのような形で手続が行われていたことを考えると、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等の事情を総合的に勘案した上でリスク評価を行い、依頼を受任すべきかどうかを検討しなければならない。

行政書士は、その業務の特殊性から高度の専門的知識を生かし、様々な取引行為等に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

そこをマネー・ローンダリングを企図する者は利用し、法人の設立や財産の管理等に士業者を介在させることで、これに正当性があるかのような

外観を作出しているわけである。

## 6 法人の悪用に関する疑わしい取引の届出

法人の悪用に関連する疑わしい取引の兆候としては、登記直後の法人名義の口座開設及び短期間での高額取引の集中、事業実態と合致しない送金・入金、代表者と異なる人物による口座操作や出金、外国送金の反復的実行、連絡先情報の頻繁な変更等が挙げられる。

これらの兆候は、いわゆるトンネル口座や決済代行・収納代行口座の形態で、法人が資金の集約先や中継点として悪用される可能性を示唆するものである。

実態の不透明な法人又は真の受益者が不明として届け出られた法人に関する疑わしい取引の届出理由において、顧客属性や事業内容、取引形態等に着目した届出は次のとおりである。

- ・役員や法人に関連する口座の名義人が暴力団等であることが判明した。
- ・法人の代表者が外国人でありながら、代表者の在留資格に就労制限がある。
- ・登記された事業目的に関連のないものが多数含まれており、かつ代表の住所地及び法人の所在地において、事業実態が確認できない。
- ・取引申込時に、会社代表及び住所の変更が判明したため株主名簿、定款等の提出を求めるも資料提出を拒まれ、実質的支配者が不透明である。
- ・登記住所や申告された電話番号を確認するも、事務所や店舗が存在しない又は電話が繋がらない。
- ・同一の住所地に多数の法人を登記しており、事業実態も不明でペーパーカンパニーであることが疑われる。
- ・稼働実態が認められない会社でありながら、口座の動きが頻繁で、不明瞭な現金の入出金

がみられる。

- ・法人による取引であるにもかかわらず、合理的な理由なしに個人名義の口座を使用している。
- ・入金した資金を代表者が同一の他法人に即時全額出金するなど、トンネル口座としての悪用が疑われる。
- ・口座開設してから短期間に連続して登記住所を移転するほか、代表者が頻繁に変更され実質的支配者が不透明となっている。
- ・事業内容に関し、代表者が明確な説明をすることができず、第三者が交渉窓口に立ち、実質的支配者に疑義がある。

法人は、その固有の特性から、犯罪収益を容易に隠蔽できることから、法人との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。近年では、法人の所有構造が複雑でなくても、設立や口座管理が実際には別人によって行われている事例や、法人の活動内容や資金の流れが不明確なまま継続的に利用されている事例がある。

また、法人形態に着目すると、株式会社については、その信用の高さから既存法人の悪用事例があるほか、新規に設立された法人が短期間でマネー・ローンダリングに悪用される事例もある。合同会社については、設立の容易さから株式会社と比較して設立後比較的短期間での悪用が確認されている。

さらに、FATFが指摘するように、実質的支配者が不透明な法人では、資金の帰属や移転経路の把握が困難となるため、当該法人との取引は特に注意が必要である。これらを踏まえると、法人との取引は、実態の乏しさや管理主体の不明確さ、資金の流れの不透明性が重なる場合には、マネー・ローンダリングに悪用される可能性が高く、危険度が高いと評価される。

## 7 おわりに

現在、マネー・ローンダリングは世界規模で行われているため、その対策も各国、関係機関等の連携の下に行っていくことが重要である。行政書士におかれては、これまでもマネー・ローンダリング対策に関する様々な取組を推進されているものと承知しているが、前述のとおり、マネー・ローンダリングの手口も日々巧妙化していることを踏まえると、警察と行政書士の連携は、極めて重要であり、日頃からマネー・ローンダリングのトレンドや対策の共有、また疑わしい取引の積極的な届出等の対応が今後は更に求められると感じている。

マネー・ローンダリングのない世の中のために、各々ができること、その取組に当たって、本稿がその一助となれば幸いである。

# 権利擁護推進委員会の調査・研究事業について

権利擁護推進委員会

委員長 大口 晋

権利擁護推進委員会は、1. 基本理念・活動方針の周知、2. 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT等の分野別権利擁護及び行政書士業務における手続を通じた権利擁護の調査・研究、3. 権利擁護活動の対外的なPRを掲げ事業推進を展開しています。

本稿では、令和6年度に権利擁護推進委員会事業として実施した外国人分野における権利擁護の調査・研究事業について報告いたします。

(調査研究報告)

## 多文化共生社会におけるEPA介護福祉士候補者の受入れと行政書士の役割 ～社会福祉法人光朔会(神戸市)の視察を通じて見る権利擁護と権利実現の課題～

権利擁護推進委員会

前委員 赤羽 康志

講師：薄木 公平(兵庫会会員：福祉・医療専門部会委員長)

### ②行政書士の関与と課題について

講師：山口 忠士(兵庫会会員)

視察に先立ち、以下の内容を学ぶ事前研修が行われた。

### 〈EPAとは〉

EPAは「経済連携協定」の略で、特定の国と日本間で貿易や投資を促進するために、関税や規制の緩和・撤廃、環境整備を行うための条約である。介護分野においてもこの協定が適用されている。

EPA介護福祉士候補者とは、経済連携協定(EPA)に基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国から来日し、日本の介護施設で働きながら介護福祉士の国家資格取得を目指す外国人のことである。この制度は、経済活動を通じた国同士の連携強化を目的としている。

### 〈EPA介護福祉士候補者の要件〉

EPA介護福祉士候補者となるには、各国が定める要件を満たす必要がある。

・インドネシア：「高等教育機関(3年以上)卒業+

## 1. はじめに(研究の背景と目的)

- ・背景：高齢化社会における介護人材不足と、EPAに基づく公的な枠組みで特例的に外国人材を受け入れている現状。
- ・問題意識：外国人材を共に暮らす「生活者」として捉えた際、言語や制度の壁による権利侵害のリスクがある。
- ・目的：先進的な取組を行う社会福祉法人光朔会の視察を通じ、行政書士が「在留資格の手続」を超えて、彼らの生活や権利擁護にどう関与できるか、その効果と課題を検証する。

## 2. 事前研修

日時：令和7年2月6日(木)14:00～16:30

場所：兵庫県行政書士会

内容：①EPAの概要及び人材受け入れの実際について

インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」 訪日前日本語研修（6か月）日本語能力試験 N4 程度以上習得。

- ・フィリピン：「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」 訪日前日本語研修（6か月）で日本語能力試験 N5 程度以上を習得。
- ・ベトナム：3年制又は4年制の看護課程修了 訪日前日本語研修（12か月）後に日本語能力試験 N3 以上を取得。

#### 〈制度の目的と特徴〉

- ・経済連携の強化：介護人材の不足を補うためではなく、経済連携を強化することが主な目的である。
- ・国家資格の取得：候補者は日本の介護施設で就労と研修を行いながら、介護福祉士の国家資格取得を目指す。
- ・公的な枠組み：公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）が唯一の受入れ調整機関として、候補者のあっせんや支援を行っており、制度の信頼性が高い。

#### 〈受入れ施設と待遇〉

- ・受入れ条件：EPA 介護福祉士候補者を受け入れる施設には条件があり、JICWELS の基準をクリアし認定を受ける必要がある。
- ・雇用契約：候補者と受入れ施設は雇用契約を結び、日本人が従事する場合と同等以上の報酬が支払われる。
- ・日本語学習の支援：受入れ施設は、候補者の日本語学習費用を負担することが求められる。

#### 〈介護福祉士国家試験の特例〉

EPA 介護福祉士候補者を含む外国人受験者には、言語の違いによるハンディキャップを考慮し、以下の特例が認められている。

- ・ふりがな：問題用紙の漢字にふりがなが付記される。
- ・試験時間の延長：筆記試験の時間が1.5倍まで延長可能。

候補者は原則として最長4年の在留期間中に国家試験に合格することを目指します。合格後は

「特定活動（EPA 介護福祉士）」又は「介護」の在留資格に変更し、日本での就労を継続できる。

### 3 視察概要

- ・日時：令和7年2月7日（金）10：00～12：00
- ・視察先：社会福祉法人光朔会 特別養護老人ホームオリンピア及び職員住居  
理事長 山口 元  
所在地 神戸市中央区生田町1-2-32 ほか
- ・対応者：山口理事長、西川施設長、石井職員（EPA 担当）、薄木法人本部事務局長

兵庫県神戸市にある社会福祉法人光朔会が母体の特別養護老人ホームオリンピアという施設を視察した。この施設は、ルーツである学校法人オリンピア幼稚園が阪神淡路大震災で全壊した際に、単に再興するのではなく、今後は高齢者の方々も支援しようと法人格も学校法人から社会福祉法人に切り替えて、平成7年に開所したものである。現在神戸市内はもとより、広島県にも事業所がある。小規模な施設を数多く運営しており、地域に密着した事業を展開している。介護福祉士の資格取得後の定着率も高く、地域のモデルケースとなっている。

### 4. 現場の実態（光朔会における取組）

#### 受入れ体制

- ・学習支援 国家試験合格に向けた学習時間の確保
- ・外部講師の活用
- ・教材費の補助金制度の活用
- ・現場職員との情報や認識の共有（仕事だけではなく勉強もしなければならない）
- ・メンタルヘルスケアや生活支援（学習のモチベーション維持のためプライベートを尊重し勉強に対してのON・OFFを切り替える）

#### 受入れ施設側が感じている問題点

- ・ほかの施設との給与の差
- ・待遇面での日本人職員からの不満

## 職場定着への取組

- ・資格手当の付与
- ・配偶者、子供への対応、外国人家族との交流

## 5. 研究考察 (行政書士による関与の可能性と効果)

### 権利擁護

- ・法的地位の安定：在留資格の更新・変更申請における適正な管理。
- ・労働環境の適正化：雇用契約書の内容理解支援（やさしい日本語や母国語での解説）。不当な扱いを受けていないかの第三者チェック機能。
- ・生活手続支援：行政手続や賃貸借契約などの複雑な手続への同行等による、不利益の未然防止。

### 権利実現

- ・キャリア形成支援：介護福祉士試験合格後の道筋を在留資格の側面から提示。
- ・家族への支援：将来的に家族を呼び寄せたい場合のコンサルティング。
- ・地域社会への統合：行政書士が「施設」と「地域コミュニティ」のつなぎ役となり、多文化共生の調整弁となる。

## 6. 今後の課題 (行政書士が関与する上でのハードル)

- ・コストの問題：誰が行政書士の報酬を負担するのか（施設か、本人か、公的助成か）。
- ・職域の明確化：施設の生活相談員や支援員との役割分担（どこまで介入すべきか）。
- ・信頼関係の構築：施設側・外国人材側双方から「監視役」ではなく「パートナー」として信頼されるためのアプローチ。
- ・言語・文化理解：行政書士自身に求められる異文化理解能力やコミュニケーションスキル。

## 7. おわりに

- ・行政書士は「書類作成」の専門家から、外国人のライフサイクルに伴走する「権利擁護の専門

家」へと役割を拡大すべきである。

- ・行政書士等の外部専門家を入れることで、より透明性が高く、外国人材が安心して働ける環境（選ばれる日本、選ばれる施設）の整備につながる。

特別養護老人ホームオリンピアは、地域に根ざした歴史ある介護施設であり、多文化共生にも理解が深いことで知られている。このような施設では、EPA 介護福祉士候補者に対して多岐にわたる丁寧なサポートが可能であるが、一般的に中小の介護施設ではそこまで手が回らないのが現状である。EPA 制度の活用を目指す介護施設に対する行政書士の関わり方として、事業全体に対する法的アドバイス、JICWELS への提出書類の作成支援、入国後の在留・生活支援、各種規程類の整備と助言等が考えられる。

また、特定技能介護の在留資格で外国人材を受け入れている介護施設からは「長く働いてもらいたい」との声が多く聞かれるが、そのためには介護福祉士の試験合格が必須であり、合格後の定着も課題とされる。

EPA 制度による外国人介護人材受入れを理解し、その強みを特定技能などのほかの制度にいかすことは重要であり、それを担える行政書士の役割が今後ますます重要になるのではないだろうか。



## 田所嘉徳復興副大臣を表敬訪問

**訪問日** 令和8年4月8日（水）

**出席者** 〈日行連〉宮本会長、竹田副会長、  
古川常任理事  
〈日政連〉常任会長、菅・黒田・杉山  
各副会長



先日、田所嘉徳復興副大臣を表敬訪問しました。

初めに、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝の意を申し上げますとともに、昨年の行政書士法の一部を改正する法律の成立に際して、自由民主党行政書士制度推進議員連盟の幹事として多大なる御協力をいただいたことに対し改めて御礼を申し上げます。

その後、本会から大規模災害発生時における行政書士の支援活動実績について御説明するとともに、これからも被災地の早期復興に寄与すべく、行政書士の更なる活用を要望しました。田所副大臣からは、東日本大震災による被災地の復興はいまだ道半ばであり復興支援事業を継続する意向であること、防災庁への組織改編に向けた準備に取り組んでいることなどについて説明があり、今後とも行政書士の復興支援活動に期待する旨の御言葉をいただきました。

公務御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

## 杉本憲也伊東市長を表敬訪問

**訪問日** 令和8年4月6日（月）

**出席者** 〈日行連〉宮本会長、  
常任名誉会長（日政連会長）、  
平岡副会長、伴常任理事・  
広報部長  
〈静岡会〉土田会長、田畑静岡政連会長



静岡会の会員でもある杉本憲也伊東市長は、令和7年12月の市長就任以来、市政の信頼回復を図るとともに、これまでの政治経験をいかして市政を力強く前進させており、令和8年1月の所信表明演説においてもその方針が示されています。こうした中、4月6日、日行連として、市長を表敬訪問し、以下のとおり要望及び提案を行いました。

まず、静岡会と連携して実施している市民向け無料相談会について、引き続き継続的な実施を要請するとともに、市民がより利用しやすい相談環境の整備を求めました。

次に、行政窓口における行政書士法の趣旨を伝えるプレートの設置状況を尋ねたところ、平成4年の静岡県議会における請願の採択を受けて、県内の全市町村に設置済みである旨の説明がありました。

また、行政書士法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、不服申立てに関する審査会や審理員への登用、相談窓口の設置等についても要望しました。

さらに、伊東市の地域の活性化に関し、行政書士として協力可能な事項があれば是非要請していただきたい旨をお伝えしました。

全体を通じて和やかな雰囲気の中で意見交換が行われ、行政書士制度への理解を深めるとともに、今後の連携に向けた有意義な機会となりました。

# 理事会の開催報告

- 開催日** 令和8年4月22日(水)・23日(木)  
**場所** 虎ノ門タワーズオフィス6階「ROOM7」  
**司会** 古川 正美 総務部長  
**議長** 宮本 重則 会長  
**議事録署名人** 相場 忠義(秋田会)・  
 川添 亨(長崎会) 両理事  
**構成員** 56名のうち、54名出席(開会時)  
**オブザーバー** 森岡 丈晴・田村 洋平(1日目のみ)  
 各監事、水野 晴夫 選挙管理委員長



令和8年4月22日午後1時30分から理事会が開催された。

議案審議に先立ち、議長から第12号議案として「行政書士法人届出事務取扱規則様式の一部改正(案)」及び第13号議案として「日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則様式の一部改正(案)」を上程することについて、日行連会議規則第17条に基づき議場に諮ったところ、「異議なし」として了承された。

本理事会では、以下13議案について審議され、全議案が可決された。

## 【 議 案 審 議 】

### 第1号議案

#### 令和8年度定時総会の議案について

- 総会第1号議案 令和7年度事業報告  
 総会第2号議案 令和7年度決算報告(決算報告書・監査報告書)  
 総会第3号議案 令和8年度事業計画(案)  
 総会第4号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案)  
 総会第5号議案 令和8年度予算(案)

以上の5議案を定時総会に上程することについて、承認が求められた。全議案が異議なしで可決された。

### 第2号議案

#### 令和8年度定時総会議事運営委員会委員の選出について

日本行政書士会連合会会議規則第31条及び日本行政書士会連合会議事運営委員会規則第4条に基づき、令和8年度定時総会議事運営委員会委員の日行連役員からの選出について、会長一任とすることについて承認が求められた。異議なしで可決され、これを受け宮本会長から次の3名が選出された。

理事 和田 英幸(長野会) 理事 稲本 太一(奈良会) 理事 岡田 清之(香川会)

### 第3号議案

#### 顧問の選任について

日行連会則第80条第1項及び第3項に基づく顧問として、宇賀克也東京大学名誉教授を選任す

ることが提案され、異議なしで可決された。

**東京大学名誉教授、東京大学博士（法学）、弁護士 宇賀 克也（ウガ カツヤ）**

事務所：東京都千代田区丸の内

- (略歴) 1955年 東京都生まれ
- 1978年 東京大学法学部卒業。
- 1994年 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 1983年 ハーバード大学ロースクール客員研究員（日本学術振興会海外特別研究員）
- 1984年 カリフォルニア大学バークレー校ロースクール客員研究員（日本学術振興会海外特別研究員）
- 1990年 ハーバード大学ロースクール客員教授（日米比較行政法、日本法文献講読の授業を担当）
- 1998年 ジョージタウン大学ロースクール客員研究員
- 2019年 最高裁判所判事  
同年東京大学名誉教授
- 2025年 長島・大野・常松法律事務所顧問

**第4号議案**

**日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正（案）**

日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則別記様式第1の行政書士徽章仕様について、現在の取扱いとの整合性を図るべく、同規則の一部を改正することについて承認が求められた。異議なしで可決され、令和8年4月22日から施行された。

**日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正（案）  
新旧対照条文**

改正後	改正前
<p>別記様式第1 行政書士徽章仕様</p> <p>1 形状 直径16mm 厚さ3mm</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>別記様式第1 行政書士徽章仕様</p> <p>1 形状 直径16mm 厚さ3mm</p> <div style="text-align: center;"> </div>
<p>2 制式 [略]</p>	<p>2 制式 [同左]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月22日から施行する。

**第5号議案**

**日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センター設置規則の一部改正 (案)**

日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センター設置規則について、自動車保有関係手続ワンストップサービス (OSS) 対策特別委員会の管轄とし、日行連として統一的な対応を図ることを目的に同規則の一部を改正することの承認が求められた。異議なしで可決され、令和8年4月22日から施行された。

**日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センター設置規則の一部改正 (案)**  
**新旧対照条文**

改 正 後	改 正 前
<p>(組 織)</p> <p>第3条 日行連 OSS センターは、<u>日本行政書士会連合会自動車保有関係手続ワンストップサービス (OSS) 対策特別委員会 (以下「委員会」という。)</u>が所管する。</p> <p>2 構成員は、<u>委員会の委員長以下、副委員長・委員・専門員</u>とする。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、センターの事業を総理する。</p> <p>4 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故あるとき又は<u>委員長</u>が欠けたときは、その職務を代行する。</p>	<p>(組 織)</p> <p>第3条 日行連 OSS センターは、<u>日本行政書士会連合会許認可業務部運輸交通部門</u>が所管する。</p> <p>2 構成員は、<u>許認可業務部長以下、運輸交通部門の次長・部員・専門員</u>とする。</p> <p>3 <u>許認可業務部長</u>は、センターの事業を総理する。</p> <p>4 <u>許認可業務部運輸交通部門次長</u>は、<u>部長</u>を補佐し、<u>部長</u>に事故あるとき又は<u>部長</u>が欠けたときは、その職務を代行する。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月22日から施行する。

**第6号議案**

**日本行政書士会連合会中央研修所規則の一部改正 (案)**

行政書士法の一部を改正する法律 (令和7年法律第65号) が令和8年1月1日から施行されたことに伴う条ずれに対応するため、日本行政書士会連合会中央研修所規則の一部を改正することの承認が求められた。異議なしで可決され、令和8年4月22日から施行された。

**日本行政書士会連合会中央研修所規則の一部改正 (案)**  
**新旧対照条文**

改 正 後	改 正 前
<p>(研修施策の種別及び研修の内容)</p> <p>第4条 日本行政書士会連合会 (以下「本会」という。) が行う会則第62条の3第1項第一号に規定する研修に関する施策の種別及び研修所が取り扱う研修内容並びに実施形態は次の各号のとおりとする。</p> <p>[各号 略]</p> <p>2 本会が行う会則第62条の3第1項第二号に規定する研修は、<u>法第1条の4第1項第二号</u>に規定する業務 (以下この項において「行政不服</p>	<p>(研修施策の種別及び研修の内容)</p> <p>第4条 日本行政書士会連合会 (以下「本会」という。) が行う会則第62条の3第1項第一号に規定する研修に関する施策の種別及び研修所が取り扱う研修内容並びに実施形態は次の各号のとおりとする。</p> <p>[各号 同左]</p> <p>2 本会が行う会則第62条の3第1項第二号に規定する研修は、<u>法第1条の3第1項第二号</u>に規定する業務 (以下この項において「行政不服</p>

申立手続代理業務」という。)を行うのに必要な学識及び実務能力に関するものとして、次に掲げる事項について、研修所が講義及び事例研修並びに審査により行うものとする。

[各号 略]

[3 略]

申立手続代理業務」という。)を行うのに必要な学識及び実務能力に関するものとして、次に掲げる事項について、研修所が講義及び事例研修並びに審査により行うものとする。

[各号 同左]

[3 同左]

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

### 第 7 号議案

#### 日本行政書士会連合会特定行政書士制度普及推進委員会規則の一部改正 (案)

行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号）が令和 8 年 1 月 1 日から施行されたことに伴う条ずれに対応するため、日本行政書士会連合会特定行政書士制度普及推進委員会規則の一部を改正することの承認が求められた。異議なしで可決され、令和 8 年 4 月 22 日から施行された。

#### 日本行政書士会連合会特定行政書士制度普及推進委員会規則の一部改正 (案)

##### 新旧対照条文

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）は、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）<u>第 1 条の 4 第 2 項</u>に定める特定行政書士の制度の普及及び推進を図り、もって国民の権利利益の実現に資するため、本会会則施行規則第 2 条の 2 に基づき、特定行政書士制度普及推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）は、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）<u>第 1 条の 3 第 2 項</u>に定める特定行政書士の制度の普及及び推進を図り、もって国民の権利利益の実現に資するため、本会会則施行規則第 2 条の 2 に基づき、特定行政書士制度普及推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

### 第 8 号議案

#### 行政書士登録事務取扱規則様式の一部改正 (案)

①行政書士登録事務取扱規則様式第 1 号、第 9 号及び第 17 号について、使用人の区分を整理するため、②同規則様式第 1 号、第 17 号及び第 21 号について、フリガナ欄の表記を統一するとともに事務所の名称にフリガナ欄を新設するため、③同規則様式第 2 号について、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定を整理するため、④同規則様式第 6 号について、フリガナ欄の表記を統一するため、⑤同規則様式第 17 号について、個人番号の提出状況を確認するための欄を設けるため、⑥様式第 32-4-3 号及び第 32-4-4 号について行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号）が令和 8 年 1 月 1 日から施行されたことに対応するため、行政書士登録事務取扱規則様式の一部を改正することの承認が求められた。異議なしで可決され、令和 8 年 4 月 22 日から施行された。

〈行政書士登録事務取扱規則の様式について〉

様式第1号中、「行政書士の使用人」「行政書士法人の使用人」を合わせて「行政書士又は行政書士法人の使用人」と改める。また、氏名欄の「ふりがな」を「フリガナ」に改めるとともに、事務所名称欄に「フリガナ」欄を設ける。

様式第2号中「禁錮」を「拘禁刑」と改める。

様式第6号中、氏名欄の「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

様式第9号中、「行政書士の使用人」「行政書士法人の使用人」を合わせて「行政書士又は行政書士法人の使用人」と改める。

様式第17号中、「行政書士の使用人」「行政書士法人の使用人」を合わせて「行政書士又は行政書士法人の使用人」と改め、氏名欄の「ふりがな」を「フリガナ」に改めるとともに事務所名称欄に「フリガナ」欄を設け、特定個人情報の提出に係る申告欄を設ける。

様式第21号中、氏名欄の「ふりがな」を「フリガナ」に改めるとともに、事務所名称欄に「フリガナ」欄を設ける。

様式第32-4-3号及び様式第32-4-4号中、「行政書士法第1条の3第2項の規定による」を削る。

附 則

(施行期日)

この規則は令和8年4月22日から施行する。なお、様式第32-4-3号及び様式第32-4-4号の改正様式は、令和8年1月1日から適用する。

**第9号議案**

**日本行政書士会連合会旅費規則の一部改正 (案)**

本会の旅費支給について、出張形態の多様化に対応した支給・精算ルールの明確化を図るとともに、税務上の取扱いに照らした適正な運用、事務処理の統一・透明性向上を目的として、日本行政書士会連合会旅費規則の一部を改正することの承認が求められた。異議なしで可決され、令和7年4月24日から施行された。

**日本行政書士会連合会旅費規則の一部改正 (案)**

**新旧対照条文**

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費の種類及び計算の基準)</p> <p>第3条 旅費の種類は、運賃、使用料金、宿泊費及び日当とする。</p> <p>(国内旅費の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>4 募集型企画旅行、手配旅行その他これらに準ずる取扱いにより、運賃、宿泊費その他出張に要する費用が一体として手配され、又は料金が一括して表示される場合において、当該出張に係る運賃、宿泊費その他の費用は実費とすることができる。</p> <p>5 前項の場合においては、旅行会社等の領収書その他支払を証する書類に基づき精算する。</p> <p>(宿泊費及び日当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(旅費の種類及び計算の基準)</p> <p>第3条 旅費の種類は、運賃、使用料金、宿泊費、日当及び食料とする。</p> <p>(国内旅費の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>新設</p> <p>(宿泊費、日当及び食料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>7 食料は、別表第1により支給する。</p>

## 〈改正後〉

## 別表第1

番号	旅費の種類	区分及び支給額	摘要
1	鉄道運賃 船舶運賃 バス運賃	普通運賃 新幹線料金 急行料金 特別急行料金 指定席料金	JR 線、民営鉄道、その他運行あるもの。
2	航空運賃	往復料金	1 北海道、四国、九州の各地方協議会区域内と東京の間 2 その他前項に準ずる場合
3	宿泊費	(1泊) 20,000 円	朝、夕食を含む。
4	日 当	(1日) <u>9,000 円</u>	出発日及び帰着日を含む。 <u>出張に係る食費、雑費を含む。</u>
5	特別料金	グリーン料金、寝台料金、船舶1等料金、タクシー料金	特別の事情があり、かつ会長が必要と認めたとときに限る。

## 〈改正前〉

## 別表第1

番号	旅費の種類	区分及び支給額	摘要
1	鉄道運賃 船舶運賃 バス運賃	普通運賃 新幹線料金 急行料金 特別急行料金 指定席料金	JR 線、民営鉄道、その他運行あるもの。
2	航空運賃	往復料金	1 北海道、四国、九州の各地方協議会区域内と東京の間 2 その他前項に準ずる場合
3	宿泊費	(1泊) 20,000 円	朝、夕食を含む。
4	日 当	(1日) 7,000 円	出発日及び帰着日を含む。
5	食事料	1,500 円	会議の態様により経理部長の判断による。
6	特別料金	グリーン料金、寝台料金、船舶1等料金、タクシー料金	特別の事情があり、かつ会長が必要と認めたとときに限る。
備考			

## 附 則

この規則は、令和8年4月24日から施行する。

**第 10 号議案**

**日本行政書士会連合会オンライン会議日当支給規則（案）**

インターネットを通じたオンライン会議が定着し、会議出席の形態が多様化している一方、オンライン参加者に対する日当等の支給についての位置づけが明確になっておらず、税務上の取扱いも含めた整理が必要であるとして、新たに日本行政書士会連合会オンライン会議日当支給規則を制定することの承認が求められた。異議なしで可決され、令和 8 年 4 月 24 日から施行された。

**日本行政書士会連合会オンライン会議日当支給規則（案）**

（目的）

第 1 条 この規則は、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）が開催するオンライン会議等への出席者に支給する日当に関し、その適正な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給対象）

第 2 条 本会が出席を要請した会議等に、インターネットを通じた映像及び音声を使用し参加した場合、日当を支給する。

2 前項の日当を支給する場合、本会旅費規則に定める旅費は支給しない。

（支給）

第 3 条 会議等に出席した者に対する日当は 7,000 円とし、必要に応じ源泉徴収税額を控除して支給する。ただし、本会の会員以外の者については、会長の承認を得た金額を支給することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、同日に複数のオンライン会議に参加した場合においても、日当は 7,000 円とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 24 日から施行する。

**第 11 号議案**

**日本行政書士会連合会経理規則の一部改正（案）**

電子帳簿保存法等への対応等を主目的とし、紙に代え電子データを原本として扱う運用、事務処理の合理化・迅速化及び保管コストの提言、検索・照会への対応力及び真実性・見読性の確保等を図るため、日本行政書士会連合会経理規則の一部を改正することについて承認が求められた。異議なしで可決され、令和 8 年 4 月 22 日から施行された。

**日本行政書士会連合会経理規則の一部改正（案）**

**新旧対照条文**

改 正 後	改 正 前
<p>（帳票及び会計資料）</p> <p>第 7 条 本会の会計を整理するため、次の各号に掲げる主要簿、補助簿その他必要な帳票及び会計資料（電磁的記録を含む。）を備える。</p> <p>（帳簿、伝票等の保存）</p> <p>第 12 条 主要簿、補助簿、予算書、決算書その他の帳票（以下「帳簿書類等」という。）は、<u>会計年度ごとに整理し、保存するものとする。</u></p> <p>2 <u>帳簿書類等の保存期間は、本会事務局事務処理規則の別表に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>前 2 項の帳簿書類等は、法令の定めるところにより、電磁的記録により作成し、保存するこ</u></p>	<p>（帳票及び会計資料）</p> <p>第 7 条 本会の会計を整理するため、次の各号に掲げる主要簿、補助簿その他必要な帳票及び会計資料を備える。</p> <p>（帳簿、伝票等の保存）</p> <p>第 12 条 主要簿、補助簿、予算書、決算書その他の帳票は、<u>一定期間ごとにとじ、会計年度ごと一括保存するものとする。</u></p> <p>2 前項に定める帳簿及び証拠書類の保存期間は、本会事務局事務処理規則の別表に定めるところによる。</p> <p>（以下、新設）</p>

とができる。

4 前項の場合においては、見読可能な状態での保存その他法令上必要な要件を満たす方法により行うものとする。

5 電磁的記録による保存の取扱い（保存の方法、手続、管理、責任分担その他必要な事項）は、会長の承認を得て別に定める。

**（電子取引に係る電磁的記録の保存）**

**第 12 条の 2** 本会が取引情報を電磁的方法により授受した場合における当該取引情報に係る電磁的記録（以下「電子取引データ」という。）は、法令の定めるところにより、電磁的記録のまま保存しなければならない。

2 電子取引データの保存にあたっては、当該取引に係る内容を確認できる状態（見読可能な状態）を確保するものとする。

3 電子取引データの保存方法、保存場所、運用手順その他必要な事項は、会長の承認を得て別に定める。

**（スキャナによる保存）**

**第 12 条の 3** 紙で受領又は作成した帳簿書類等については、法令の定めるところにより、スキャナその他の方法により電磁的記録を作成し、当該電磁的記録により保存することができる。

2 前項による保存を行う場合における手続、確認方法、事後の取扱いその他必要な事項は、会長の承認を得て別に定める。

**（証拠書類の保存）**

**第 25 条** 小切手振出控、領収証発行控、金融機関関係帳票その他収支にかかる証拠書類等（電磁的記録を含む。）については、会計年度ごとに一括し、第 12 条に準じて保存する。

（新設）

（新設）

**（証拠書類の保存）**

**第 25 条** 小切手振出控、領収証発行控、金融機関関係帳票その他収支にかかる証拠書類等については、会計年度ごとに一括し、第 12 条に準じて保存する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

## 第 12 号議案

### 行政書士法人届出事務取扱規則様式の一部改正（案）

行政書士法人届出事務取扱規則様式第 1 号、第 14 号及び第 17 号について、フリガナ欄の表記を統一するため、同規則様式の一部を改正することの承認が求められた。異議なしで可決され、令和 8 年 4 月 22 日から施行された。

#### 〈行政書士法人届出事務取扱規則の様式について〉

様式第 1 号、第 14 号、第 17 号中、名称欄・主たる事務所の名称欄・従たる事務所の名称欄について「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

**第 13 号議案****日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則様式の一部改正（案）**

日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則様式第 2 について、フリガナ欄の表記を統一するため、同規則様式の一部を改正することの承認が求められた。異議なしで可決され、令和 8 年 4 月 22 日から施行された。

**〈日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則の様式について〉**

別記様式第 2 中、氏名欄について「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

**【協議事項】**

- （1）日本行政書士会連合会預り金等の取扱いに関する規則（案）について
- （2）行政書士法改正要望項目表（案）について

**【報告事項】**

- （1）令和 8 年度定時総会日程について
- （2）令和 8 年度行政書士試験協力事務に関する文書について
- （3）行政書士法第 19 条第 1 項の「報酬」の考え方について
- （4）令和 8 年度特定行政書士法定研修について
- （5）大韓行政士会訪日対応について

**◆糠谷秀剛顧問の顧問退任の御挨拶**

約 50 年の長きにわたり本会の顧問をお引き受けくださいました糠谷秀剛弁護士が、本年 4 月 30 日をもって退任されることとなったことから、理事会 1 日目の休会後に、退任の御挨拶を頂戴いたしました。

糠谷顧問からは、本会の運営に携わってこられた中での様々な御感想が述べられるとともに、結びに、行政書士制度の更なる発展を祈念する旨のお言葉を頂戴いたしました。

これを受け、宮本会長から、これまで本会の運営に多大な御支援を賜ったことに対し、深い感謝を述べるとともに、理事一同も拍手をもって感謝の意を表しました。



# 令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項

## <中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の4第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の4第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

### 研修概要

#### 1 受講資格

行政書士

（申込み時点において、行政書士名簿に登録されている者）

#### 2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

##### (1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉 令和8年8月3日（月）～9月15日（火）

〈講義科目〉

科目	時間（コマ数）
行政法総論	18時間 【約1時間×18コマ】
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の概説	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

##### (2) 考査

令和8年10月18日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※考査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連 con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈考査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政法」（弘文堂刊）、「行政書士のための要件事実の基礎」（日本評論社刊））の内容の理解を問う出題です。

なお、令和8年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

また、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

※令和8年度からサブテキストが「行政法【第7版】」に変更となりました。旧年度の教材をお持ちの方は御注意ください。

#### 3 申込みについて

##### (1) 申込期間

令和8年4月1日（水）9：00～

令和8年6月19日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

##### (2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申し込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジット決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるようお願いいたします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

#### 4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、28ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

#### 5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

#### 6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

その場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、考査を中止することがあります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

#### 7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」への掲載若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

## 研修における諸注意

### 講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、お申し込み時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を送付いたします（令和8年7月17日（金）予定）。受講期間開始3日前までに届かない場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 送付するサブテキストは、「行政法【第7版】」と「行政書士のための要件事実の基礎【第2版】」です。再受験制度を御利用になる方には、「行政法【第7版】」のみの送付となりますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (4) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります。一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします。
- (5) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全ビデオ講義（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
- (6) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2年目自由受講の受講者を除く。）。
- (7) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」にのっとりビデオ講義を視聴してください。

### 考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査1週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位数、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

### 考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を済ませてください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は会員サイトのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
  - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の席に着席してください。
  - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません。携帯電話やスマートフォン等、時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません。
  - ・帽子類（フード等を含む）の着用は、試験当日の本人確認が困難になりますので認めません。着用が必要な特別な事情等ございましたら、事前に本会事務局研修課まで御確認ください。
  - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。

- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等を行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

### 結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位数を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 可否・採点内容等についての問い合わせには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します（実費負担）。

### 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、お申し込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にお越しになった場合は対応いたしかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、お申し込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。

### 個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等に必要範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

### その他

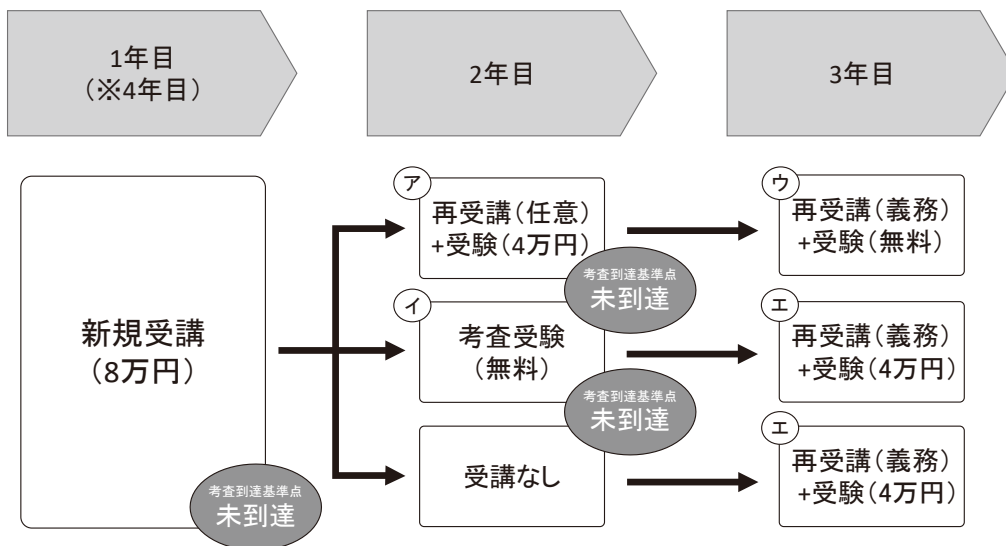
- (1) お申し込み後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りになるとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

### お問合せ・御連絡先

- |  |              |
|--|--------------|
| ○本研修のお申し込み手続に係る御照会<br>(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係 | 03-6450-1622 |
| ○本研修の内容に係る御照会<br>日行連事務局研修課                 | 03-6435-7330 |

### 〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申し込みが必要となりますので御留意ください。



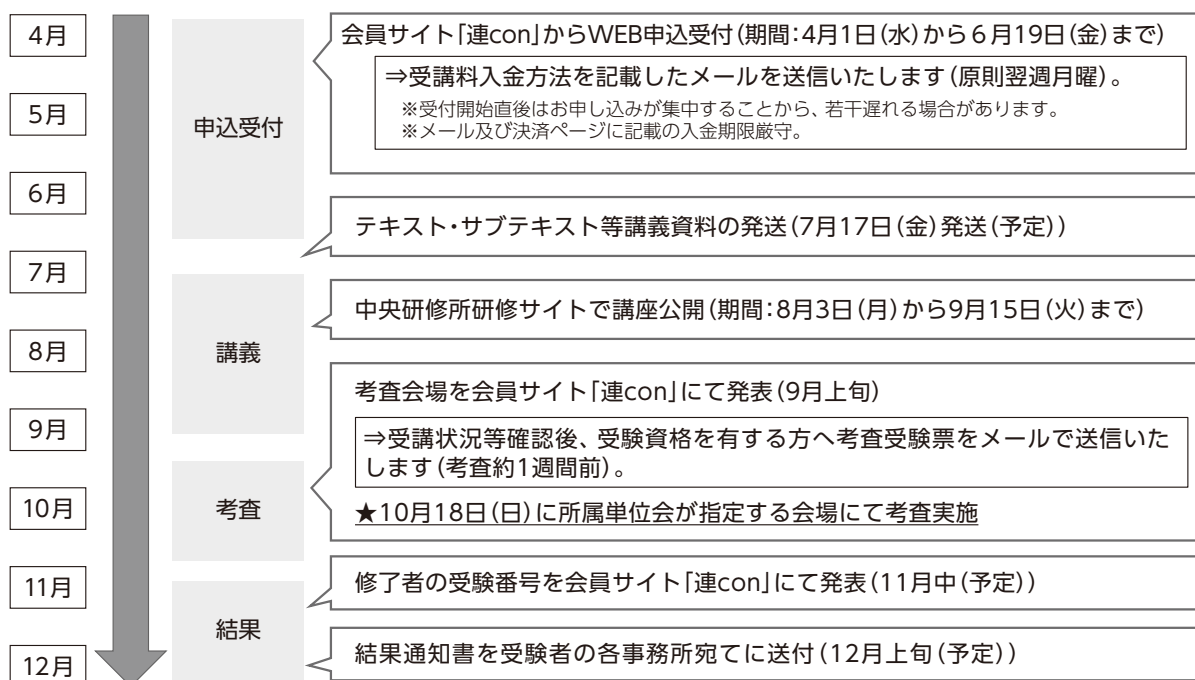
※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、考査の受験要件を満たしていると判定された方のみが対象です。

※2・3年目に申し込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申し込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉗～㉙のいずれかを選択してください。

※2年目の㉗については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を終了したものとし、考査を受験することができます。

### 〈令和8年度特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ〉（予定）



## 〈WEB 申込手順〉

### 1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

### 2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー＞特定行政書士法定研修＞令和8年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

### 3 アカウント登録・申込み

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申し込みをしてください。

### 4 受講料の支払い

申し込み後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記四つの支払方法の中から一つを選択し、入金してください(入金後、支払完了メールが届きます。)

## 〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM(ペイジー®)



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込みサイトを御覧ください。

# 本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について

<広報部>

「行政書士法の一部を改正する法律」（令和7年法律第65号）が令和8年1月1日から施行され、特定行政書士の業務範囲が拡大されることに伴って、国民からの行政不服申立ての代理業務の需要が一層高まることが予想されることから、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」の項目を追加いたしました。

特定行政書士の付記を受けた会員が、令和8年1月1日以降、会員専用サイト「連con」にログインすると「マイページ」の編集画面内の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」のチェックボックスが表示され、登録が可能になりましたので、その登録方法について、次のとおり御案内いたします。

## 追加場所

日本行政書士会連合会  
行政書士とは こんなたまにご相談を 日行連について 日行連の活動

行政書士会員検索

行政書士会員検索 法人会員検索

名前から探す

氏名  
漢字、フリガナまたは英字（例：行政太郎）  
※姓名の際はスペースをご入力ください。  
※フリガナ、英字は全角でご入力ください。

取扱い業務から探す

主な取扱い業務

- 農地・土地開発
- 建設業・経審
- 社会保険・労働保険
- 会社・法人
- 運送・自動車
- 遺言・相続・遺産分割
- 外国人関連
- 知的財産
- 中小企業支援
- 風俗・各種営業
- 産業廃棄・環境
- 権利義務・事実証明
- 行政不服申立て

## 登録方法（連con）

※特定行政書士の付記を受けた会員のみ

連con  
日行連ホームページ / 研修サイト / 検索 / ログイン / ログアウト

氏名 のプロフィール

マイページ

① ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

② 「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

③ 下にスクロールし「主な取扱い業務」の「行政不服申立て」の左のチェックボックスにチェックを入れる。

④ 「保存」をクリックする。

登録年月日 平均■●■■■■■

事務所の名称 ■■■■■■

主な取扱い業務

- 農地・土地開発
- 建設業・経審
- 社会保険・労働保険
- 会社・法人
- 運送・自動車
- 遺言・相続・遺産分割
- 外国人関連
- 知的財産
- 中小企業支援
- 風俗・各種営業
- 産業廃棄・環境
- 権利義務・事実証明
- 行政不服申立て

URL ■■■■■■

行政書士事務所ホームページをお持ちの場合、URLをご入力いただくと会員検索結果

保存

## 特別倫理研修

## 令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

&lt;申請取次行政書士管理委員会・中央研修所&gt;

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和8年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませよう願いたします。

## 各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



## 令和8年度(令和8年7月～令和9年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	7月14日(火) ～7月24日(金)	5月中旬	6月2日(火) ～6月8日(月)	8月6日(木)	8月18日(火)
事務研修会 (新規)	9月4日(金) ～9月14日(月)	6月下旬	7月17日(金) ～7月24日(金)	10月7日(水)	-
実務研修会 (更新)	10月13日(火) ～10月23日(金)	8月上旬	8月26日(水) ～9月1日(火)	11月6日(金)	11月12日(木)
事務研修会 (新規)	11月13日(金) ～11月24日(火)	9月中旬	10月2日(金) ～10月8日(木)	12月14日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ～1月28日(木)	11月上旬	11月25日(水) ～12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	2月19日(金) ～3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ～1月14日(木)	3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

## ○研修会の区分

**事務研修会**：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

**実務研修会**：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

**【特例措置】**既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

## ○受講費用(税込み)

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

## ○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

**事務研修会**：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

**実務研修会**：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

## 重要なお知らせ

## 一般倫理研修受講について

&lt;総務部・中央研修所&gt;

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

## 1 受講・修了期限 (初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください(例：令和8年4月1日に登録⇒令和8年7月31日まで)。

## 【参考】次回期限(2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。  
(例：令和8年4月1日に修了した場合⇒令和14年3月31日)

## 2 受講方法

## ①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ( <https://www.gyosei.or.jp/> )にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



## ②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード(初回ログイン時には申込みが必要)を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける(詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。  
 <<<中央研修所研修サイト利用案内マニュアル>>>  
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル  
 <<<一般倫理研修マニュアル>>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。  
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方  
 (パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。  
 (パスワードを忘れた方はこちら))

■はじめてのご利用の方  
 通知したパスワードの期限が切れた方  
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を行ってください。  
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

(パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら)

## ③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」  
 日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)  
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



## 重要なお知らせ

## 「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

&lt;広報部&gt;

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。



※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

# Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

大阪府

行政書士会

## 行政書士記念日事業として、 SDGs イベントと無料相談会を開催しました



2月15日、「行政書士と考えるSDGs&無料相談会」をイオンモール四條畷において開催しました。本事業は今回で4回目です。本年は一昨年好評だったペットボトルキャップアートを再び実施し、会場を訪れた子供たちがかわいらしいユキマサくんのイラストをペットボトルのキャップで作成しました。本事業を通じて、発展途上国の子供たちにワクチンを届ける活動について市民の皆様幅広く知っていただくとともに、同会場で無料相談を実施することで、行政書士の認知向上と社会貢献の両立を図ることができました。

また、2月26日には、「朝から夜まで無料相談会 in 港区民センター」を開催しました。当日は9時30分から21時30分まで、一日をとおして無料相談を実施しました。夜の時間帯には仕事帰りに来場される相談者も見られ、定期的に行っている無料相談会に参加できない方にも御利用いただくことができました。今回は、行政書士による無料相談会が定期的に行われていない港区での開催となりましたが、相談者からは「もっといろいろな場所で無料相談会を開催してほしい」といった声も寄せられました。本事業は初めての試みでしたが、こちらにおいても行政書士の認知度向上と社会貢献につなげることができました。



宮城県

行政書士会

## 日行連東北地方協議会「令和7年度改正行政書士法について 会員の理解を促進するための説明会」が開催されました



1月1日の改正行政書士法の施行を受け、日行連東北地協では、2月20日に宮城県仙台市の戦災復興記念館・地下展示ホールにおいて「令和7年度改正行政書士法について会員の理解を促進するための説明会」を開催いたしました。

はじめに、宮本重則日行連会長から今回の改正法の全体像についての説明が行われました。続いて、常任豊日政連会長から改正法の国会審議の経過の説明とともに、改正法案が国会に提出されるまでの各方面との調整など、ここでしか聞けないような裏話が多数披露されました。最後に、徳永浩日行連特定行政書士制度普及推進委員長から、行政書士法の歴史的経緯と制度上の位置づけ、行政書士の法定業務の意義、そして今回の法改正の主要トピックである特定行政書士の業務範囲の拡大について幅広い講義がありました。

会場とオンライン配信を合わせて約100名の会員・関係者が受講し、「本来ならば3~4回分の法改正が一回で通った。」と言われる今回の法改正について、予定時間を延長して熱のこもった解説に聞き入っていました。



## 沖縄県

行政書士会

### 行政書士記念日事業「パネル展」「講演会」について



行政書士記念日事業として、沖縄会では例年、県庁ロビーにおける「パネル展」及び会員向けの「講演会」を実施しています。本年もこれらの事業を予定どおり実施いたしました。パネル展最終日には無料相談会を併せて実施しましたが、当日は来場者数、相談件数ともに例年を上回り、多くの方に御利用いただきました。

周知については例年どおり、沖縄の地方新聞2社への掲載、当会ホームページでの告知に加え、各会員が自身のSNS等を通じて情報を発信するなど、広報面での協力を得ました。

また、本年は広報用ポケットティッシュのデザインを刷新し、パネル展の開催期間中、来場者が自由に手に取れる形で配置しました。その結果、最終日には全て配布終了となりました。一方で、配布対象を限定していなかったため、必ずしも行政書士業務に関心を持つ方に行き渡ったとは言い切れず、配布方法については今後の検討課題と考えています。

講演会については、元裁判官で弁護士の田村勇介先生を講師にお招きし、「離婚にまつわる法改正」及び「不服申立て」をテーマに御講演いただきました。参加した会員からは、内容は高度であったものの、大変参考になり、今後の実務にいかしたいとの声が寄せられました。



## 島根県

行政書士会

### 総務省を交えた三者による被災者支援協定の締結について



島根会では、東日本大震災が発生して15年となる3月11日、総務省島根行政監視行政相談センターの安田浩也所長及び梶野弘和大田市長との三者により、「災害時における連携協力に関する協定」を大田市役所において締結しました。総務省を交えた三者による協定は、行政書士会としては全国で初めての取組です。

当会では、これまでに平成27年7月に島根県と、同年10月には島根運輸支局ほか自動車関係3団体と支援協定を締結してきました。さらに、令和2年11月には松江市、令和6年7月には出雲市との間でも協定を締結しており、現在、県内各市町村との協定締結を順次進めています。

今回、島根行政監視行政相談センターを加えた三者協定を締結するに至った背景には、令和6年1月に発生した能登半島地震において、同センターが自治体、行政相談員、石川会等と連携し、ワンストップで対応する特別行政相談所を開設するなど、被災者支援において有効な取組を行った実績があります。

本協定の締結により、災害時に開設される行政相談所において、関係機関が一体となって各種申請手続等に対応する体制が整備され、被災者の一日も早い生活再建につながるものと考えています。なお、本協定に基づき、島根行政監視行政相談センターからは、関係機関の支援情報をまとめた各種手続ガイドブックが配布される予定です。

協定締結に当たっては、NHK及び山陰中央テレビの放映のほか、毎日新聞、山陰中央新報などの取材も行われました。これにより、被災者支援協定の意義を広く発信するとともに、行政書士制度の認知度向上にもつなげることができました。



## 愛知県

行政書士会

## 「公証人と行政書士による相続・遺言無料相談会」を開催



愛知会では、3月14日に「行政書士記念日」に関連した事業の一環として、また県民の皆様の暮らしを支える事業として、「公証人と行政書士による相続・遺言無料相談会」を開催いたしました。本相談会は、遺言・相続の専門家である行政書士と、公正証書の作成を担う公証人が連携し、県民の皆様の切実な悩みに直接お応えする場として毎年開催されています。

会場では、複雑化する手続きに対して「専門家から直接説明を聞いて安心した」といった声が多く寄せられ、毎年継続してきた本取組が、県民の権利保護と紛争予防において重要な役割を果たしていることを改めて確認いたしました。

特に本年は、4月1日から開始された「住所変更登記の義務化」や、既に施行されている「相続登記の義務化」など、不動産管理をめぐる法制度の厳格化が大きな関心事となりました。また、政府が導入を目指す「デジタル遺言」など、将来的な制度改正を見据えた相談も多く、例年以上に最新の法制動向を踏まえた多角的なアドバイスが求められました。

今後も当会では、行政書士と関係機関との緊密な連携を維持しながら、時代の変化に即した情報提供と相談体制の充実を図り、遺言により県民の皆様の権利が守られ、円滑な相続がなされる地域社会の構築に寄与してまいります。

**公証人・行政書士による  
相続・遺言  
無料相談会**

遺言や相続に関する疑問に、遺言作成の専門家、公証人と行政書士がお応えします。

相談無料 完全予約制 お気軽にご相談ください。秘密は必ず守ります

令和8年 **3月14日** 土  
開始 **13:30** 終了 **16:30**  
(当日受付時間15:45まで)

場所 **栄 ガスビル 5階**  
[キングルーム]  
名古屋市中区栄三丁目15-33

完全予約制となります。お気軽にお問い合わせください。

主催：愛知県行政書士会・愛知公証人会

## 山形県

行政書士会

## 総務省山形行政監視行政相談センターとの「災害時の特別行政相談活動に関する連携協定」締結



3月17日、山形地方合同庁舎4階共用会議室において、総務省山形行政監視行政相談センターと山形会が「災害時の特別行政相談活動に関する連携協定」を締結しました。本協定は、県内で地震や風水害などの災害が発生した際に、同センターが開設する特別行政相談所へ行政書士を派遣し、被災者支援に係る行政手続等の相談に対応するための連携体制を定めるものです。

今回の協定締結は、総務省の出先機関と都道府県行政書士会が被災者支援に関する連携協定を結ぶ取組として、東北地方で初めての事例となりました。山形新聞でも、地域の支援体制を強化する新たな枠組みとして紹介されています。

締結式では、当会の岩崎会長から、行政書士が地域住民の身近な相談窓口として取り組んできた活動に触れながら、災害時における行政手続の負担軽減や、必要な支援につながる相談体制の重要性について説明とPRを行い、行政相談センターとの連携により、迅速で適切な相談対応が可能となることへの期待が示されました。

協定に基づき、行政書士は罹災証明書の申請、被災自動車の登録抹消、各種支援金・給付金に関する手続など、行政書士業務に係る相談に対応します。特別行政相談所での相談は、無料で実施されます。

当会は、行政と県民をつなぐ専門職能団体として、災害時の被災者支援の充実に向け、関係機関との連携を今後も進めてまいります。



# 秋桜日記

## ～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味なかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

### 主な登場人物

#### 中島 涼介 (32歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業5年目の行政書士

特定行政書士となり、その資格の可能性を通常業務においても実感している。そろそろ人生の節目を迎えそうな予感が…。

#### 本田 菜 (27歳) 中島の婚約者

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

#### 山田 賢人 (56歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

#### 山田 麻衣 (27歳) 山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

ないかって心配になっちゃうんだよなあ。特に更新許可なんて、期限を過ぎちゃったら大変だからね。」

パソコンの画面を見ながら中島が答えた。

「それはそうかもしれないけど、体調崩さないか心配だなあ。行政書士は体が資本なんですよ。それに業務の管理はちゃんとやってるでしょ？」

菜に聞かれて中島はギクツとした。中島の最近の悩みをズバリ指摘されたからだ。

行政書士も仕事が増えると当たり前のように忙しくなる。最初のうちは、1件の仕事を集中してこなすだけでも大変だったが、依頼が増えると、1件当たりにかかる時間は限られてくる。ベテラン行政書士の中には、「うちは建設業しか扱わないよ。」というように、受任する案件を特定の分野に限定している事務所も多い。

しかし、中島のように行政書士登録した当初から独立して、自力で顧客を開拓するとなると、依頼があれば選り好みせず受任するしか選択肢がなかった。そのため、多様な依頼を受任することで、多岐にわたる業務経験を積むことができたが、その一方で、効率の悪さを実感することもあった。

特に、法律改正などに対応するような分野の場合には、その内容を理解することから始めなければならないし、未経験の分野であれば、それこそ法令調査から始めなければならない。日常的に業務に追われている行政書士にとって、業務内容について勉強する時間を確保するのは難しい。そうかといってその手間を惜しんでいるようでは、依頼者の要望に十分応えることなどできない。しっかりとした対応をしようとするならば、インプットの時間をどれだけ効率よく確保するかが、行政書士としての実力を伸ばす上でも重要な課題となる。

「そうなんだよなあ。業務管理も自分だけだから何とかなっているけど、スケジュールの管理もしっかりやらないと、ギリギリになって慌てることになるのも困るし、他の先生はどうやってるのかな。」

コーヒーを飲みながら中島はぼやいた。

「そんなときこそ、山田事務所に行ってきたら？」

的確なアドバイスをしながら、菜が朝食をテーブルに並べた。手伝いとして関与させてもらっている産業廃棄物処理施設の案件に関する打ち合わせもあり、中島はさっそく山田事務所にアポイントを取った。

「ちょうどいいタイミングね。夕方なら私も一緒に待ってまーす。」

### 第二十八話：～悩みは続く～

「おはよう。今日も早いね。今、朝ごはん作るよ。」

大きな欠伸をしながら菜が起きてきた。中島に眠そうな笑顔を向けると、寝癖のついた頭をかきながら洗面所に消えていった。

菜の言うとおり、最近の中島の朝は早くなった。これまでも6時前には起きていたが、最近では5時前に目が覚めて、顔を洗うとすぐにパソコンに向かう生活になっていた。ある程度の案件数を抱える行政書士であれば同じような経験があるかもしれない。どんなに遅く寝ても、明け方になると仕事のことが気になって、寝ている場合ではないような気持ちになる。さっさと起きて、パソコンを開いて仕事の進捗を確認しないと落ち着かないのだ。

「昨日も遅かったから、ちょっと寝不足なんじゃないの？」

コーヒーを持ってきた菜は心配した。

「大丈夫だよ。それより、何か忘れてるんじゃないかって気になっちゃって。期限がある仕事だと、間に合わないんじや



電話に出た麻衣先生は、相変わらず明るいノリで、中島の気分を軽くさせた。一通りの業務をこなしたあと、中島は山田事務所の応接室兼会議室に到着した。

「やあ、いらっしやい。この前は遠方まで出張してもらってありがとう。大変だったろうけど、いい経験になったんじゃないかな？」

いつもどおり山田先生は元気が良かった。

「はい。お陰様でいい刺激をいっぱいもらいました。特に平根先生の姿には感動すら覚えました。」

「ちょっと、大げさんじゃないの。」

笑いながら部屋に入ってきた麻衣先生がソファに腰掛けた。

「いやいや、大げさじゃなくて、本当に感動したよ。事務員さんを抱えながらいろんな業務をこなしているし。しかも役所との交渉も堂々としていて、主張すべきところはしっかりと主張して、関係者の意向を踏まえながら、ちゃんと解決策を提案しているんだもの。多くの依頼者から頼りにされているのも当然だと思ったよ。役所の担当者ともちゃんと関係を築いているみたいで、交渉も本当にスムーズで驚いたよ。」

平根先生の姿を思い出しながら、中島は改めて自分との実力の差を感じていた。

「それはよかった。平根君の活躍は、私としても誇らしいよ。それより、今日はなんだか相談事もあるんだろう？」

そう言いながらテーブルに置かれた茶菓子の袋を山田先生が開けた。

「ちょっと、パパ、最近甘いもの食べすぎよ。」

すかさず麻衣先生がツッコミを入れた。その様子を見ながら、中島は最近の悩みを話してみた。ふむふむと、茶菓子を食べながら聞いていた山田先生は、お茶を一口飲んでから口を開いた。

「いよいよ中島君も行政書士らしくなってきたなあ。」

意外な言葉に中島は少し驚いた。

「いや、行政書士っていうのは、資格者であるだけではなくて、実務家になって一人前だと僕は考えているんだ。資格を持ってますっていうだけではなくて、その資格を使って、依頼に応える実務をこなすことができ、初めて一人前の行政書士を名乗れるとすら思っているんだよ。」

感慨深そうに話しながら、今度は煎餅の袋に手を伸ばしていた。

「実務をこなすっていうことは、現実的に行動をするってことだよな。しかも、誰もが一日は24時間しかない。そうすると、いかに効率よく行動するかっていうことが重要になるんだよ。私も開業したての頃は相当苦労したから、中島君の悩みは経験済みだよ。」

山田先生は昔を懐かしむように、煎餅を食べていた。その様子の中島はスッキリした解決策を教えてもらえるものと期待を膨らませた。ゆっくりとお茶を飲む山田先生を見つめていると、その期待は更に高まった。

しかし、山田先生がゆっくりと話し出した一言に中島は驚いた。

「中島君、その悩みはいつまで経っても同じだよ。」

「えっ、山田先生くらいのベテランであれば、何かいい方法とか秘策があるんじゃないんですか？」

中島の問いに山田先生は落ち着いた声で言った。

「そんなものは、ありません。」

思わず隣にいる麻衣先生の顔を覗き込んだ。その表情は、山田先生と同じく、何かを悟ったように落ち着いていた。さすが親子だなと感じるタイミングで、二人同時に熱いお茶を啜っていた。

「麻衣先生も、そうなんですか？」

「そりゃそうよ。私も同じだし、パパも一緒。結局、行政書士として実務をやっている限り、中島先生の悩みはずっと消えないってわけ。パパなんて、しょっちゅうダブルブッキングしたり、申請期限のギリギリになってから依頼者に慌てて追加の書類をお願いしたり。そんなことは日常茶飯事よ。この前なんて、補正することを前提にとりあえず申請書類を提出したりして、本当にベテランなのか疑っちゃうわ。」

娘からの厳しい指摘を受けながらも、もう一枚煎餅に手を伸ばした山田先生は、落ち着いた様子だった。

「それが現実の実務家の姿だよ。机上の空論ではなく、生身の人間を相手にしているんだから、想定外の出来事だって起きるのは当然だよ。それよりも、どんなときでも感情に流されることなく、冷静に対応することが大事なのさ。そして、いつも前向きに、常に解決策を諦めずに模索するのが、実務家としての行政書士が持つべき大事な資質だと思っているよ。」

「そうそう、効率ばかり追求しても、想定外のことなんていっぱい起きるし、業務に必要な知識や情報なんて膨大にあるんだから、結局のところ依頼を受けてから照準を定めて集中して勉強する、その繰り返ししかないのよね。」

「そのとおり。それにもっと大事なものは、行政書士が実務家として生計を立てるためには、まずは依頼を受ける、ということだよ。」

「本当にそうなのよね。いくら勉強して知識があっても、依頼がなければ仕事にならないんだから。その点、パパはすごいわよね。とにかく依頼が途切れないんだから。」

麻衣先生が珍しく父親を褒める娘の顔を見せたことに、中島は驚いた。

「中島君も覚えておいた方がいいよ。依頼が途切れないことのコツはたった一つだよ。それは、人から相談されやすい関係を築くことだ。もっと簡単に言えば、一緒にお茶を飲みながら世間話ができる関係を築くことが大切だよ。」

そう話す横で麻衣先生がお茶を吹き出しそうになった。

「なるほどね。だから、いつもいろんな人がこの部屋に来てお茶を飲んでるのね。すごく忙しいのに所長だけお茶を飲んでるから、てっきりサボってるのかと思ってたわ。」

「失礼な。これが、私なりの営業方法さ。」

若手特定行政書士達の奮闘は続く。次回乞う御期待！



## &lt;第2回&gt;

行政書士ADRセンターの活性化に向けて  
～地域の安心と信頼を支える仕組みづくりを目指して～

裁判外紛争解決手続 (ADR) 推進本部 本部員 子安 幸代

我が国における裁判外紛争解決手続、いわゆる ADR (Alternative Dispute Resolution) は転換期を迎えています。近年では、ODR (Online Dispute Resolution) や特定和解など新たな手法や制度が導入され、今後の取扱件数の増加が期待されます。

今期、ADR 推進本部では、行政書士 ADR の今後の展望や行政書士 ADR センターでの取組事例について掲載いたします。

## 1 はじめに

ADR 法施行から 10 年以上が経過し、市民ニーズに応える制度として、強制執行力を付与する「特定和解」が導入されるなど、ADR 制度は着実に進展しています。一方で、生活に密着したトラブルは多様化し、既存の行政書士 ADR センターでは対応しきれないケースが増えています。行政書士 ADR は、迅速・低コストという特性を備え、市民にとって利用しやすい選択肢ですが、認知度・利用率は依然として十分とは言えず、活性化に向けた取組が求められています。

こうした状況の中、地域における紛争解決機能の強化が求められ、行政書士が担う ADR の役割はこれまで以上に重要性を増しています。

以下では、行政書士 ADR センター愛知 (以下「当センター」という。) における最近の活動から、今後の行政書士 ADR センターの活性化とその展望について考えてみたいと思います。

## 2 行政書士 ADR センター愛知の現状と変遷

当センターでは、外国人・自転車事故・愛護動物・敷金返還請求に関する 4 分野の紛争を取り扱っています。当センター設立当初は敷金返還請求に関する問合せが大半を占めていましたが、近年は愛護動物に関する問合せが大幅に増加しています。

この背景には、名古屋市が犬・猫の殺処分ゼロを目指して、令和 5 年に「人とペットの共生推進計画」を策定したことが大きな要因として挙げられます。コロナ禍でペット飼育家庭が増加し、行政窓口には多様な相談が集中するという社会的変化の中で、犬・猫に関する市民の困りごとへの対応が増加しましたが、「対話促進型調停」という行政書士が行う ADR の調停手法が注目されたことにより、行政がこの ADR の活用を含め、市民の困りごとを話し合いで解決するという一つの方向性が明確になりました。他方で、当センターにとっても行政の抱える課題解決に貢献できるという新たな目標が生まれ、行政と当センターの相互補完的役割が明確になりつつあります。

## 3 行政機関との連携強化

令和 5 年に当センターが名古屋市の「ペットパートナーシップ推進事業」の協力事業者として登録して以降、行政との関係強化に努めた結果、その連携は着実に進化しています。

令和 8 年 1 月から 2 月にかけて実施された「わんにゃんまちごとマンスリー」では、名古屋市、民間企業、獣医師会の共催イベントに当センターも共創パートナーとして参加し、PR 活動などに協力しました。期間中に開催された保護犬猫譲渡会では、会場を視察し、保護団体の抱える課題を直接伺い、ADR の活用方法を説明する機会も得ることができました。

このほか、名古屋市 人とペットの共生サポートセンターの職員を招いた講演会を開催し、行政側が行政書士 ADR に寄せる期待を共有できました。特に、行政書士 ADR の特徴である「対話促進型」の調停手法が、愛護動物に関する相談に非常に適している点が高く評価されています。

名古屋市動物愛護センターの催し（令和 7 年 11 月）や「ウェルネスウィークエンドナゴヤ 2026」への協力など、イベント参加の機会も増えています。こうした活動は、行政との信頼関係を深めるとともに、行政書士による ADR センターの社会的役割を広げる基盤となっています。

## 4 災害 ADR への応用の可能性

愛知会では、内閣府と日行連との災害支援協定の締結を受けて、災害復興支援員の養成にも力を入れています。令和 7 年 6 月、愛知県災害復興支援士業連絡会の創立メンバーとして活動を開始し、2 か月に 1 度の定例会への参加、災害復興支援に関する多様な研修会、講演会やイベント開催の案内や情報共有を継続しています。

令和 8 年 2 月には、愛知県主催の災害ケースマネジメント研修会から研修の助言役（進行役）を依頼され、当センターから数名を派遣しました。行政・士業・社会福祉協議会など多職種が参加するグループワーク・模擬ケース会議においては、各自の職務担当範囲を知ることから始まり、与えられた事案から情報を読み取り、情報の整理、課題の抽出、合意形成支援、更には士業などの民間の力をどの場面でどう引き込めば良いのかなど、効率的で円滑な話し合いの場をつくり、迅速に一定の対応策を導き出す作業を体験しました。

グループの進行役としての行政書士は、その業務範囲の広さから、多くの行政の窓口と関わりがあり、行政の各担当をつなぐとともに、他士業への橋渡しも円滑にでき、「調整ハブ」として機能できると感じました。特に、対話促進型調停を採用している行政書士 ADR は、調停人候補者が傾聴スキルなどのトレーニングを積んできており、「話を引き出す」、「情報を整理する」、「合意形成を支援する」といった災害時の支援調整場面においては極めて有効であると考えます。

行政書士は行政窓口の代替として被災者から受けた相談内容を整理してつなぐことにとどまらず、

行政機関の横へのつながりを円滑にする進行役、外部委託のためのサポート役など、必要な支援を隙間なく円滑に進行させる役割を果たせることを行政機関に認識してもらえるよう強く働きかけていく必要があります。

このような役割を行政書士の使命として認識し、ADR の仕組みや機能を、災害復興支援体制に組み込むことで、行政が細やかな被災者支援活動を実現できれば、より被災者に寄り添った支援ができるようになるのではないのでしょうか。このような仕組みに ADR センターが関わることは、ADR にとって調停と並ぶ新たな活動領域を切り開き、社会的意義を更に高めることにつながると考えられます。

## 5 おわりに～今後の展望について

前述のように、愛護動物に関する困りごとや災害時の支援は、行政書士が社会貢献として果たすべき重要な活動のフィールドとなりつつあります。各々の行政書士が ADR の仕組みやメリットをよく理解して、市民に向けて「困りごと」の相談先として ADR を紹介できれば、ADR という分野において、行政書士が市民生活の中で頼れる身近な法律家としてより広く役立つことができます。行政書士が市民の課題を拾い上げ、ADR につながぐことで、社会貢献の輪が広がっていく、こうした積み重ねや活動フィールドの拡大は、行政書士が市民にとって更に頼れる存在として社会的認知を得ることにもつながります。

行政書士 ADR センターの活性化は、地域の安心と信頼を支える仕組みづくりそのものです。行政との協働・連携の強化に加え、災害支援において行政窓口と士業や関係団体をつなぐファシリテーターとしての役割を担うなど、ADR 調停人としての対話促進型調停のスキルに加え、「調整役」としてのファシリテーション能力を発揮することが期待されています。各センターはこのことを再認識することで社会的に意義のある機関としての存在感を大きくすることができるのではないかと思います。

行政書士 ADR センターが地域社会において確かな役割を果たし、より多くの市民にとって頼れる存在となるよう、引き続き調停スキルの研鑽を重ね、ADR 活用推進のための PR 活動、行政機関への協力など、今後も様々な取組を進めてまいります。

# VOD紹介「行政書士コンプライアンス研修 「行政書士法」(令和7年度収録)」

<中央研修所>

今月は基礎研修〈コンプライアンス等〉講座の中から、本年2月に新たに追加された「行政書士コンプライアンス研修「行政書士法」(令和7年度収録)」を御紹介します。

令和8年1月1日に改正行政書士法が施行されました。今回の改正は行政書士制度の根幹に関わる大改正であり、特定行政書士の業務範囲の拡大等行政書士業務の拡充が図られましたが、同時に第1条で「使命規定」が創設され、行政書士が国民の権利利益の実現に果たすべき役割が明確に規定されました。また、職責規定の第1条の2第2項に「デジタル社会」進展に対する行政書士の責務が士業で初めて規定されるなど、行政書士個々のコンプライアンス意識の一層の向上徹底を求める画期的な内容となっています。

本研修は、今般の法改正に基づき、行政書士制度全般について総務省担当官が解説するものです。

特に「2 行政書士の業務」の前半では、行政書士の独占業務と他士業法との関係及び非行政書士の業務制限について詳細に解説されており、日常業務における業際問題をめぐるトラブル防止に非常に有益な内容となっています。後半では、今回の法改正を踏まえた「報酬」に関する行政書士法の解説と、行政窓口における行政書士法違反の防止に向けた取組についても御紹介いただいています。

一方、「4 行政書士の処分等」では、特に「職務上請求書」の取扱いについて実際の事例も交えながら、改めて注意喚起する内容となっています。会員の皆様におかれましては、従来にも増して適正な職務上請求書の使用をお願いいたします。

最後に、「5 その他(犯罪収益移転防止法における行政書士の義務)」では、国際化の進行を受けて近時大きな問題となっているマネー・ローンダリング等防止に関し、「犯罪収益移転防止法」において行政書士が果たすべき義務について解説されています。我々行政書士が犯罪行為に加担することのないよう、また被害者とならぬために非常に有益な内容となっていますので、是非日常業務にお役立てください。

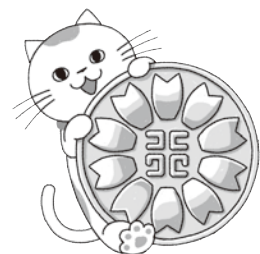
## ● 研修情報 ●

講師プロフィール (役職は収録当時のものです)

総務省自治行政局行政課理事官  
堀 文彦 様

講義時間 約1時間

受講料 無料



### 《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧」>基礎研修>コンプライアンス等>  
〈コンプライアンス研修〉行政書士コンプライアンス研修「行政書士法」(令和7年度収録)」を選択し、該当講座を受講。



↑研修サイト二次元コード

1日

水

**法規監察部会**

- (1) 照会案件等について
- (2) その他

7日

火

**登録委員会****【登録審査】**

- (1) 審査件数(171件)
- (2) その他

8日

水

**正副会長会****【協議事項】**

- (1) 諸課題への対応について
- (2) その他

14日

火

**期末監査(～15日)**

15日

水

**条解行政書士法**

20日

月

**登録委員会****【登録審査】**

- (1) 審査件数(310件)
- (2) その他

21日

火

**正副会長会****【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

**常任理事会(～22日)****【合議事項】**

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 単体会からの処分の公表の見合わせ依頼について
- (3) 専門員の登用について
- (4) 行政書士法人届出事務取扱規則様式の一部改正(案)
- (5) 日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則様式の一部改正(案)
- (6) 本年度予算承認前の事業執行について
- (7) 単体会からの「質問及び要望」について

22日

水

**理事会(～23日)****【議案】**

- 第1号議案 本年度定時総会の議案について
- 第2号議案 本年度定時総会議事運営委員会委員の選出について
- 第3号議案 顧問の選任について
- 第4号議案 日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正(案)
- 第5号議案 日本行政書士会連合会自動車登録OSSセンター設置規則の一部改正(案)
- 第6号議案 日本行政書士会連合会中央研修所規則の一部改正(案)
- 第7号議案 日本行政書士会連合会特定行政書士制度普及推進委員会規則の一部改正(案)
- 第8号議案 行政書士登録事務取扱規則様式の一部改正(案)
- 第9号議案 日本行政書士会連合会旅費規則の一部改正(案)
- 第10号議案 日本行政書士会連合会オンライン会議日当支給規則(案)
- 第11号議案 日本行政書士会連合会経理規則の一部改正(案)
- 第12号議案 行政書士法人届出事務取扱規則様式の一部改正(案)
- 第13号議案 日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則様式の一部改正(案)

# 日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

## 「おしごと年鑑2025」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発行されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。

**行政書士は、どんな場面で活躍するの？**  
大きな業務つりの仕事 資格の仕事 法律に関する仕事

**行政書士は、頼れる街の法律家です。**  
行政書士は、2025年4月現在で、全国約57万人います。行政書士は、行政書士法に基づく国家資格です。国家試験を受けて合格すれば、行政書士になることができます。法律を扱う領域は幅広くありますが、行政書士は幅広くさまざまな手続きを行うことができ、自分の得意分野や興味を優先しやすいのが魅力です。行政書士の仕事は、みなさんの生活のさまざまな場面に活かされます。何かあったら、ぜひみなさんの街の行政書士を探ってください。

行政書士紹介ページ(本記事は2025年5月時点で作成したものです。)

行政書士の業務について子どもにもわかりやすく説明されています。



**おしごと年鑑とは**

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発行されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2024年度実績— 協賛：118社 寄贈：72,500部

朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごととはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



# 行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせ活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

## 掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等  
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



# 会員の動き

## 登録者数 (令和8年4月末日現在)

合計	54,763名			
内訳	男	45,274名	女	9,489名
個人事務所開業	男	42,137名	女	8,384名
行政書士法人社員	男	2,322名	女	481名
個人使用人行政書士	男	444名	女	323名
法人使用人行政書士	男	371名	女	301名

## 法人会員 (令和8年4月末日現在)

法人会員数	1,733
法人事務所数	1,998
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,456
従たる事務所数	542

## 異動状況 (令和8年4月中の処理件数)

新規登録	合計	409名			
	内訳	男	318名	女	91名
登録抹消	合計	132名			
	内訳	男	111名	女	21名
抹消内訳	廃業	104名			
	死亡	26名			
	その他	2名			

## 御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

## 広報部員のひとり言

from EDITORS (成田)

平成21年春、フィリピン視察に参加しました。成田空港から約5時間で到着した当時のマニラ国際空港では、サンパギータの白い小花のレイで、爽やかなジャスミンの香りに包まれました。

日本国大使館を始め、国家統計局(NSO)、雇用労働省(POEA)等を訪問し、直接担当者から、現地の最新事情に関する説明を受ける大変貴重な機会を得て、POEAでの意見交換会では、日本での技能実習を希望する者に向けた、日本語学校の増設を希望する女性管理職の強い発言が印象的でした。

最終日の早朝の空港で、同行した現地の大柄な男性がボディガードであったことを知り、全員無事に帰国できることに心から感謝しつつ、朝陽に輝く群青色のマニラ湾を後にしました。

今後、新たな育成就労制度が導入されると、日本語能力の重要性は更に増し、高度な語学力が求められます。地域格差がない日本語学校の教育体制の構築により、優秀な外国人材の即戦力の活躍が実現することでしょう。

## 月刊 日本行政 6月号

第643号 令和8年5月25日発行

発行人 宮本 重則  
 発行所 日本行政書士会連合会  
 〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門四丁目  
 1番28号  
 虎ノ門タワーズオフィス10階  
 TEL 03-6435-7330  
 FAX 03-6435-7331  
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史  
 次長 奥野慎太郎  
 部員 成田真利子  
 大門 則亮  
 益子 光宣  
 吉田 明浩  
 野崎 晃



月刊 **日本行政** 6月号

令和8年5月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス10階